

# フランスの政治機構における与野党関係

若  
松  
新

## 目次

はじめに——第53号、第54号との比較研究を契機として——

第一章…フランス第四共和制における多党制下での与野党関係

(一)「各政党は何議席を取っているのか」

(二) 政党制の変遷——五大政党から六大政党を経て七大政党へ——

(三) 頻繁な政権交代

(四) 与野党の分水嶺となるイテオロギー的基準

第二章…ベルギー、オランダ、フランス第五共和制との比較分析

はしがき

(五) ベルギーにおける多極化傾向との比較分析

(六) オランダにおける多極化傾向との比較分析

(七) 遠心的多党制か求心的多党制か

(八) フランス第五共和制における四大政党・二大ブロック制への収斂現象

あとがき

おわりに——二大政党制度の政治的含意について——

はじめに——第53号、第54号との比較研究を契機として——

旧稿<sup>(1)</sup>では、英国の比較政治学者であるハーマン・ファイナー (Herman Finer) の著書を用いて、「英国の政治機構における与野党の建設的關係」の解明 (第53号) とその国際比較 (第54号) を試みた。そこで理想とされた政治機構は、二大政党である政府与党と「議会野党」が、政権交代を適度に繰り返して、野党が成熟した政権担当責任を果たす、英国型の政治機構であった。つまり、H・ファイナーは英国型デモクラシーの理想像を展開したと言える。さて、本稿では旧稿 (第54号) で言わば「不出来である」とH・ファイナーが批判した、第四共和制下のフランスにおける与野党関係を、第一章では主として研究の対象とする。したがって、H・ファイナーの立場を筆者なりに理解すれば、「不出来な民主制におけるそれなりの与野党關係」が、本稿のテーマとなる。「不出来な民主制」と言ったが、おそらく、世界中の政治制度を比較研究してみるならば、イデオロギー傾向が異なる二つの政党が織りなす二大政党制が定着し、二大政党制が (現在なお) 成功している、ないし、(過去において) 成功していた英国を除くと、H・ファイナーが言った意味では、それ以外の全ての諸国は「不出来な」政治機構に相当する虞がある。すると唯一例外的な英国のみを良しとし、それ以外の全ての事例を「不出来」とすることに無理を感じざるを得ない。政治機構の多様性を許容するならば、民主的多党制が認められ、「一定の範囲内」にあつて、それなりの政権交代が計られるならば、良いのではないか。本稿は、この仮説に基づく。以下の比較分析では、民主制が許容する「一定の範囲内」とは何かを念頭に置いて考察することにした。

ここで、具体的にフランス第四共和制<sup>(2)</sup>が如何なる政治機構論上の特徴を持っているのかについて、H・ファイナ一の論旨を離れ、より価値中立的な立場から検討することにした。第一に、フランス第四共和制下の与野党関係の中で、究極的に選挙制度（Ⅱ比例代表制）に由来し、<sup>(3)</sup>イデオロギー的な六極分化に起因する、多党制（Ⅱ小党分立）傾向の具体的状況を分析する。第二に、多党制（Ⅱ小党分立）状態で、このイデオロギー的な六極分化を分析し、「与野党の分水嶺は何処にあったのか」を考察したい。引き続き第三に、比較政治機構論的に見て、ベルギー、オランダ両国の求心的な与野党関係が、フランス第四共和制の遠心的なそれと比較して、如何なる原因に拠るのか等を検討したい。

## 第一章・フランス第四共和制における多党制下での与野党関係

### (一) 節 「各政党は何議席を取っているのか」

第四共和制下のフランスにおいて、政党別議席数を分類する時には、以下の三点に注意する必要がある。第一と第二は、フランスの政党制度全般に関わる特徴であり、第三は、第四共和制の特有の特徴である。

第一は、所属議員の側の問題点である。フランスでは、各議員の所属政党を分類する際に、三つの分類法がある。第一に、候補者が個人的にどの政党に属しているのか。第二に、選挙の時に如何なる政治団体の推薦を受けているのか。第三に、当選者がどの議会内会派に属するのか。これら所属政党、推薦団体、院内グループ、共闘組織などの所属を総称してエチケット (étiquette) と言う。この三つの分類法があるため、図表1から図表4までに記さ

れた「各立法期の政党別の議席数」に関する統計を見ると、数値がばらばらになっている。<sup>(4)</sup>

第二は、政党の側の問題点である。一般に、共産党を除くと、フランスの政治団体もしくは政党は、頻繁に政党名や政治団体名(エチケット)を変えている。つまり、代表的なド・ゴール派を例に採ると、選挙統計上、ゴーストのエチケットは毎回のようになっている。すなわち一九四七年には、「フランス人民連合(R. P. F., Rassemblement du Peuple Française)」が結成されたが、不振のまま解散した。一九五八年のド・ゴール政界復帰と共に、右派のド・ゴール派は「新共和国連合」、左派のド・ゴール派は「労働民主連合」に変更した。一九六八年の五月危機に際しては、ジスカール派や中道諸派と共に「共和国防衛」という共闘組織を結成した。その後、エチケット(党名)は「共和国防衛同盟」へ変わる。一九七六年には、シラクが大統領を正統ド・ゴール派に戻すために、「共和国連合」と改称し、シラク主導の「シラクヤン(Chiracian)」が誕生した。そこで、選挙統計の上でも、変転目まぐるしい政党名ではなく、「ド・ゴール派」と記した方が、解り易くなるのである。なお「フランス人は一人一人が一政党だ、とも言われる。このような変わり身の早さ、それを許す選挙制度が、個々の事態に現実的な対処をさせているのだらう」<sup>(5)</sup>。

第三は、特に、第四共和制では、政党の離合集散が頻繁に起きたことである。図表3によれば、選挙直後の議会と、立法期の半ばの議会と、選挙直前の議会では、政党・所属会派別の人数にかなりの差があることが判っている。さらに、共闘組織があったり、当選後に院内グループを組織したり、一人の候補者にも多くの所属団体があること<sup>(6)</sup>等から、「各政党は何議席を取っているのか」と聞かれても、直ちに定かな答えができない。

実際に「各政党は何議席を取っているのか」を図表1から図表4を用いて、具体的に比較すれば——例えば、一

図表1：1951年6月のフランス総選挙結果

	得票率(%)	議席(比率%)	増減
共産党・同系	26.9	101(16.1)	-82
社会党	14.6	107(17.1)	+2
急進社会党・同系	10.0	95(15.2)	+25
人民共和運動(MRP)	12.9	96(15.3)	-71
フランス人民連合(RPF)	21.6	120(19.1)	+120
共和右派	14.1	98(15.6)	+27
その他	-	10(1.6)	-12
	100.0	627(100.0)	

本図表は、河野健二著「フランス現代史」(山川出版社・一九七七年)二六一頁による。

図表2：得票率と議席シェア(フランス第4共和制：1945年から1956年)

	共産党 P.C.F.	社会党 S.F.I.O.	急進 社会党 Rad.	ド・ゴ ール派 Gaullistes.	人民 共和派 M.R.P.	穏健派 Modérés.	その他	計
1945年 10月 21日	得票率 議席 シェア	26.2 23.4 28	23.4 26 26	10.5 7 7	- - 27	23.9 27 12	15.6 12 0	0.4 100
1946年 6月 2日	得票率 議席 シェア	25.9 21.1 28	21.1 22 22	11.6 7 7	- - 31	28.2 28 12	12.8 12 -	0.4 100
1946年 11月 10日	得票率 議席 シェア	28.2 17.8 30	17.8 17 17	11.1 10 10	3.0 1 1	25.9 29 29	12.9 13 -	1.1 100
1951年 6月 17日	得票率 議席 シェア	26.9 14.6 18	14.6 17 17	10.0 14 14	21.6 20 20	12.6 15 15	14.1 16 -	0.2 100
1956年 1月 2日	得票率 議席 シェア	25.9 25.9 27	15.2 15.2 16	15.2 15.2 14	3.9 3.9 3	11.1 11.1 13	15.3 15.3 17	13.4 100 10

(注1) 急進社会党には、民主左派集団(R.G.R.)を含む。

(注2) 1951年のド・ゴール派は、フランス人民連合(R.P.F.)である。

(注3) 1956年のその他には、(得票率12.5%、議席シェア9%)ブシャード派を含む。

本図表は、西平重喜「選挙の国際比較—西ヨーロッパと日本—」(日本評論社・一九六九年)七三頁による。

図表3：1946年から1958年のフランス第4共和制下の国民会議議席数の変遷  
(各立法期の初期・中期・末期の増減明細付き)

		PCF	SFIO	RAD	UDSR	MRP	IND	PAYS	AR/ UDI	PRL	GAUL	IOM	
第1立法期 (1946. 11.10.~)	開始時	181	101	43	26	166	29	7		38			
	中間時	181	100	45	26	152	24	11	18	34			
	終了時	177	99	46	13	144	25	23	7	27	22	7	
		ARS PUS											
第2立法期 (1951. 6.17.~)	開始時	103	107	75	16	86	53	43			121	9	
	中間時	100	105	75	23	89	55	46	32		83	12	
	終了時	98	104	75	23	85	53	27	32	21	70	16	
		RGR NEO POUJ											
第3立法期 (1956. 1.2.~)	開始時	150	96	58	19	73	83	12	14		22	10	52
	終了時	148	97	42	16	74	97	11	14	13	20	10	30

政党名の略称：

PCF	フランス共産党	IND(RI)	独立共和派	GAUL	ド・ゴール派
SFIO	社会党(労働者インターナショナル・フランス支部)	PAYS	農民党	ARS	ド・ゴール派分派
RAD	急進党	IOM	海外自治・独立派	PUS	穏健派分派
UDSR	レジスタンス民主社会同盟	AR	共和国行動	RGR	急進党分派
MRP	人民共和派	UDI	独立民主同盟	NEO	急進党分派
		PRL	自由共和党	POUJ(UFF)	プシャード派

本図表は、François Petry, "Coalition Bargaining in the French Fourth Republic 1946-58", ed. by M. J. Laver/Ian Budge, *Party Policy and Government Coalitions*, St. Martin's Press, 1992, pp. 380-408 (399-400) による。

九五一年六月現在の急進党(急進社会党・同系)の議席数は、図表1で九五議席、図表2で八八議席(一四%)、図表3で七五議席(十同党系のUDSR一六議席)、図表4で七議席である——、誤差という許容範囲を遙かに超える、大きな議席数の相違に気付かざるを得ない。なお、私見によれば、このような多党制の(一つの)原因は、「名簿連合を許し、過半数プレミアムが付いた」歪んだ比例代表制」という選挙制度に拠るものであると付言する。

## (二) 節 政党制の変遷

五大政党から六大政党を経て七大政党へ——

図表3が示すような煩瑣な政党の離合集散を、大局的に鳥瞰すると図表2ないし図表4のように単純化できる。すなわち、主として

図表4：フランス第3共和制、第4共和制、および  
(1973年までの)第5共和制における国民議会議席数の変化

	1919 11.16.	1924 5.11.	1928 4.29.	1932 5.10.	1936 5.3.	1945 10.21.	1946 6.2.	1946 11.10.	1951 6.17.	1956 1.2.	1958 11.30.	1962 11.25.	1967 3.12.	1968 8.30.	1973 3.11.
<b>第3共和制</b>															
右翼(民族ブロック)	338	229	—	127	222										
穏健右派	—	—	—	48	—										
共和国保守連合	—	—	160	—	—										
中道	75	47	—	—	—										
人民民主党	—	—	—	14	—										
穏健左派	—	—	—	72	—										
独立急進左派共和派	—	—	147	—	—										
共和社会党	—	—	47	33	—										
共和・独立社会党	—	—	—	—	56										
急進黨	—	—	120	151	109										
左派	197	—	—	—	—										
左派連合	—	266	—	—	—										
社会党	—	—	100	130	149										
独立共産・社会党	—	—	2	10	—										
共産党	—	26	14	10	72										
共産党分派	—	—	3	20	—										
<b>第4・第5共和制</b>															
共産党					148	146	165	95	146	10	40	72	33	73	
極左					—	—	—	—	—	—	2	4	—	3	
社会党					135	115	91	95	89	40	65	—	—	—	
急進社会党					31	37	54	77	70	37	39	—	—	—	
社会主義同盟					—	—	—	—	—	—	—	117	57	100	
人民共和派					143	161	158	84	71	55	31	—	—	—	
改革派					—	—	—	—	—	—	—	—	—	32	
独立共和派					65	63	76	87	100	127	32	—	—	60	
ド・ゴール派					—	—	—	106	17	196	256	233	349	185	
民主中央党					—	—	—	—	—	—	—	44	41	23	
商業・手工業者同盟					—	—	—	—	51	—	—	—	—	—	
極右分派					—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	

本図表は、(Hrsg.) Karl Dietrich Bracher, *Die Krise Europas: 1917-1975: Propyläen Geschichte Europas: Bd. 6, Propyläen*, 3. Aufl., 1980, S. 444.による。

図表2の党派構成に基づき、かつ図表4の議席数によって複合的に解釈すると、一九四六年一月一〇日の総選挙後の第一立法期には、五大政党制（共産党一六五議席、社会党九一議席、急進社会党五四議席、人民共和派一五八議席、穏健右派七六議席）である。一九五一年六月一七日の総選挙後の第二立法期には、六大政党制（共産党九五議席、社会党九五議席、急進社会党七七議席、人民共和派八四議席、穏健右派八七議席、ド・ゴール派一〇六議席）である。一九五六年一月二日の総選挙後の第三立法期には、七大政党制（共産党一四六議席、社会党八九議席、急進社会党七〇議席、人民共和派七一議席、穏健右派一〇〇議席、ド・ゴール派一七議席、プシャード派五一議席）である。

それぞれの政党の役割と増減を大局から分析すると、第一に共産党は当初、最大の議席数を誇っていたが、一九四七年五月にラマディエ (Ramadier) 社会党首班内閣を去って以降は、第四共和制を通じて恒常的に野党となった。但し、一九五四年の（急進社会党に所属する）マンデス・フランス (Mendes-France) 首相の指名と、一九五六年の（社会党に所属する）モレ (Mollet) 首相の指名に際してのみ、政府を支持した。第二に社会党は、およそ一六%という、安定した議席数を常に確保し続けた。第三に急進社会党（社会党よりも穏健な左派。なお、図表3では、レジスタンス民主社会同盟も含む。）は、第四共和制下の二八の政府すべてに参加した唯一の政党であり、一二%前後の安定した議席数を維持した。第四に人民共和派 (MRP) レジスタンス派のキリスト教民主主義者）は、第一立法期における二八%から、第三立法期における一二%へと、議席数を減らし続けた。第五に穏健右派（図表1では共和右派、図表2では穏健派、図表4と図表3では独立共和派、さらに図表3では農民派と「弱小諸派議員団」を含む。）は、一九四六年における八%から、一九五六年における一七%へと、議席数を増やし続け



た。第六にド・ゴール派（図表1ではRPF…フランス人民連合）は、第一立法期と、部分的に第二立法期の間には、「反体制的右派野党」の役割を果たした。そして、第三立法期には、「反体制的右派野党」の役割は、第七のプシャード派（図表3では別名をフランス友愛同盟U.F.F.と言ひ、図表4ではU.F.F.（商業・手工業者同盟）と言ふ。）が果たすようになったのである。<sup>(8)</sup>

なお、一九五一年六月の総選挙は、「共産党」対「与党連合（社会党十急進社会党十人民共和派）」対「ド・ゴール派」の三つ巴の戦いであった。すなわち、一九五一年には、社会党、急進社会党、中道左派の諸党、それに人民共和派という与党が、政党連合（政治の世界でのカルテル）をつくり、各選挙区で過半数の得票率を得て全議席を制圧して、共産党を締め出し、与党の間だけで議席の分け前（配分）にあずかろうともくろんだ。さらに、この選挙では、「第一党（共産党、ないし、ド・ゴール派）」が、各選挙区で過半数を占めた。「第二党以下の連合体（社会党、人民共和派、急進社会党）」が獲得した過半数プレミアムによって締め出され、議席を得られないケースが続出した。続いて一九五六年一月の総選挙は、「共産党」対「社会党を中心とする連合」対「人民共和派を中心とする連合」対「プシャード派」の四つ巴の戦いとなった。この「歪んだ」比例代表制<sup>(9)</sup>という選挙制度は、人民共和派や中道左派（急進社会党）、穏健派に有利に作用したという。

### (三) 節 頻繁な政権交代

図表5が示す通りに、第四共和制下のフランスでは、政権交代が日常茶飯事であり、政権（内閣）の平均寿命も（一九四〇年に終結した、第三共和制下のフランスにおける政権交代の頻度であった、平均八箇月を下回り）平均

図表5：フランス第4共和制(1944-46年から1958-59年)  
の大統領、首相、外相一覧

大統領名		A. ビネー	1952
Ch. ド・ゴール	1944-46	R. マイエル	1953
V. オリョール	1947-54	J. ラニエル	1953-54
R. コティ	1954-59	P. マンデス・フランス	1954-55
		C. ピノー	1955
首相名		E. フォール	1955-56
Ch. ド・ゴール	1944-46	G. モレ	1956-57
F. グーアン	1946	M. フルジェ・モノリー	1957
G. ビドー	1946	F. ガイヤール	1957-58
L. プルム	1946-47	P. プリムリン	1958
P. ラマディエ	1947	Ch. ド・ゴール	1958-59
R. シューマン	1947-48		
A. マリー	1948	外相名(抜粋)	
R. シューマン	1948	G. ビドー	1944-46, 1947-48
H. クイユ	1948-49	R. シューマン	1948-52
G. ビドー	1949-50	G. ビドー	1952-54
H. クイユ	1950	P. マンデス・フランス	1954-55
R. プレヴァン	1950-51	A. ビネー	1955-56
H. クイユ	1951	C. ピノー	1956-58
R. プレヴァン	1951-52	M. クープ・ドゥ・ミュルビュー	1958
E. フォール	1952		

本図表は、K. D. Bracher, a. a. O. (Schema 4), S. 438. による。

六箇月<sup>(10)</sup>に短縮された。各政権に対する各党の支持部分的支持、不支持を鳥瞰すると図表6のようになる。ここでは、刹那的な反対と賛成が繰り返されたと言えそうである。図表5によれば、一九四四年から一九五九年にかけての第四共和制期には、合計二五回の政権交代があったと言える。だが図表6によれば、合計四三回の首班指名選挙があったと推定できる。おそらく図表6は、組閣に至らなかった短命な首相(候補)をも含むものであり、組閣を終えた政権の首相のみを合算した場合には、図表5のようになるかと推察できる。このように、余りに多くの首相が誕生し、政権基盤が不安定であり、短命な政権が恒常化する事例は、図表7に示された戦後のイタリア政界に類似例がある。

なおイタリア共産党は、図表7によれば、一九七六年七月から一九七九年八月のアンドレオッティ首相が率いる「国民連合政権」に対して、始め

図表 6 : フランス第四共和制の政府(内閣、首相)に対する支持、部分的支持、不支持の詳細な分類

首相名	期間	政党名 (Y : 75%以上の支持, P : 部分的支持, N : 25%以下の支持)										与党	内閣	首相任命選挙支持率
		COM	SOC	UDSR	RAD	MRP	IOM	IND	PAYS	GAUL	PRL			
トレ		Y	Y	N	N	N		N	N		N	— %	— %	42%
ビドー		N	N	N	N	Y		Y	Y		Y	—	—	39
ブルム	46.12-47.1	Y	Y	Y	Y	Y		P	Y		P	16	93	93
ラマディエ	47.1 -47.5	Y	Y	Y	Y	Y		N	Y		N	84	83	89
ラマディエ	47.5 -47.11	N	Y	Y	Y	Y		P	Y		N	57	53	*
ブルム		N	Y	N	P	Y		N	N		N	—	—	48
シューマン	47.11-48.7	N	Y	Y	Y	Y		Y	Y		Y	53	52	67
マリ	48.7 -48.8	N	Y	P	Y	Y		P	Y		P	59	53	59
シューマン	48.9	N	Y	Y	Y	Y		P	N		N	53	51	53
クイユ	48.9 -49.10	N	Y	P	Y	Y	P	P	Y		N	60	56	56
モッシュ		N	Y	Y	P	Y	Y	N	N	N	N	—	—	49
マイエール		N	Y	Y	Y	Y	Y	P	P	N	N	—	—	55
ビドー	49.10-50.2	N	Y	Y	Y	Y	Y	P	N	N	P	55	59	59
ビドー	50.2 -50.6	N	N	Y	P	Y	Y	N	N	N	N	39	37	37
クイユ	50.7	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	39	37	58
プレヴァン	50.7 -51.2	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	55	52	55
モレ		N	Y	Y	P	Y	Y	N	N	N	N	—	—	46
クイユ	51.3 -51.6	N	Y	Y	Y	Y	P	Y	Y	N	N	55	52	56

(不信任の票を投じることを)棄権し、その後には閣外協力を行った「歴史的和解」の一時期を除いて、戦後のほとんど全ての内閣に対して、「構造的野党 (structural opposition)」としての役割を果たしてきた。しかし、法案の表決に際しての投票行動の研究によれば、イタリア共産党のような万年野党でさえも、およそ四分の三の立法案件については、与党を支持して、イタリアの万年与党であった、キリスト教民主党が形成する秩序に組み入れられている。<sup>(11)</sup>

なお戦後ドイツにおいても、一九五〇年のシュレースヴィヒ・ホルシュタイン (Schleswig-Holstein) 州議会総選挙後に、(疑似) 六大政党制が(極めて稀にはあるが)出現した。この立法期には六つの州内閣が、四年二箇月の間に(平均八箇月余の寿命

第2立法期

首相名	期間	政党名 (Y:75%以上の支持、P:部分的支持、N:25%以下の支持)											与党内閣		首相任命選挙 支持率
		COM	SOC	UDSR	RAD	MRP	IOM	IND	PAYS	GAUL	PRL	参加率	支持率		
マイエール		N	Y	Y	Y	N	Y	P	N	N		—	—	38%	
ブッシュ		N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N		—	—	45	
ブレヴァン	51.8 -52.2	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N		47	60	62	
フォール	52.2	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N		47	63	64	
ピネー	52.3 -52.12	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N		47	50	52	
マイエール	53.1 -53.5	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	P	Y		51	—	62	
レイノー		N	N	P	P	P	Y	Y	Y	P		—	—	44	
マンデス・フランス		N	Y	P	Y	P	Y	N	N	P		—	—	48	
ビドー		N	N	N	N	Y	Y	Y	Y	P		—	—	49	
マリー		N	N	Y	Y	N	Y	Y	Y	P		—	—	43	
ラニエル	53.6 -54.6	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y		59	61	63	
マンデス・フランス	54.6 -54.8	N	Y	Y	Y	N	Y	N	N	Y		35	67	67	
マンデス・フランス	54.8 -54.9	N	Y	Y	Y	N	Y	P	N	Y		32	—	—	
マンデス・フランス	54.9 -55.2	N	Y	Y	P	N	Y	P	N	Y		50	—	—	
ピノー		N	Y	P	P	Y	N	N	N	N		—	—	43	
フォール	55.2 -55.10	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y		62	—	59	
フォール	55.10-56.2	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y		51	—	—	

第3立法期

首相名	期間	政党名											与党連立	
		COM	SOC	UDSR	RAD	MRP	IOM	IND	PAYS	GAUL	POU	参加率	支持率	
モレ	56.2	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	30%	73%	
モレ	56.2 -57.5	N	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	35	—	
ブルジェ・モリノー	57.6 -57.9	N	Y	P	P	Y	Y	P	N	P	N	28	40	
ピネー		N	N	N	N	P	N	Y	Y	N	N	—	—	
モレ		N	Y	N	P	Y	P	N	N	N	N	—	—	
ガイヤール	57.10-58.4	N	Y	Y	P	Y	P	Y	N	Y	N	59	56	
ブリムリン	58.5	N	Y	Y	Y	Y	P	N	N	N	N	38	46	
ブリムリン	58.5	N	Y	Y	Y	Y	P	N	N	N	N	54	—	
ド・ゴール	58.6 -59.1	N	P	Y	P	Y	P	Y	Y	Y	Y	55	55	

本図表は、F. Petry, op. cit. (scheme 3), pp. 405-407.による。

(注) 1955年のピノー内閣発足時には、相対多数のみで十分であった。穏健派分派とド・ゴール派分派は、各々、(分派する以前の)穏健派とド・ゴール派に含めた。

(略称) COM:共産党、SOC:社会党、UDSR:レジスタンス民主社会同盟、RAD:急進党、MRP:人民共和派、IOM:海外自治・独立派、IND:独立共和派、PAYS:農民党、GAUL:ド・ゴール派、PRL:自由共和派、POU:ブシャード派

図表7：イタリア議会の首班指名選挙における、  
(1)政府与党、(2)閣外協力、(3)棄権、(4)野党の分類

首相名	期間	PCI	PSI	PSDI	PRI	PLI	DC	MON	MSI
テ・ガスベリ	(48.5.23-50.1.27)	o	o	g/s	g	g	g	o	o
テ・ガスベリ	(50.1.27-51.7.26)	o	o	g/s	g	a	g	o	o
テ・ガスベリ	(51.7.26-53.7.16)	o	o	a/s	g	s	g	o	o
テ・ガスベリ	(53.7.16-53.8.16)	o	o	a/s	s	s	g	o	o
ベルラ	(53.8.17-54.1.18)	o	o	a	s	s	g	s	a
ファンファーニ	(54.1.19-54.2.8)	o	o	o	o	a	g	o	o
シェルバ	(54.2.10-55.7.6)	o	o	g	s	g	g	o	o
セーニ	(55.7.6-57.5.19)	o	o	g	s/a	g	g	o/a	o
ゾーリ	(57.5.19-58.7.1)	o	o	o	o	o	g	s	s
ファンファーニ	(58.7.1-59.2.15)	o	o	g	a	o	g	o	o
セーニ	(59.2.15-60.3.25)	o	o	o	o	s	g	s	s
タンブローニ	(60.3.25-60.7.26)	o	o	o	o	o	g	o	s
ファンファーニ	(60.7.26-62.2.22)	o	a	s	s	s	g	a	o
ファンファーニ	(62.2.22-63.5.16)	o	a	g	g	o	g	o	o
レオーネ	(63.5.16-63.12.4)	o	a	a	a	o	g	o	o
モロ	(63.12.4-64.7.23)	o	g	g	g	o	g	o	o
モロ	(64.7.23-66.2.23)	o	g	g	g	o	g	o	o
モロ	(66.2.23-68.6.24)	o	g	g	g	o	g	o	o
レオーネ	(68.6.24-68.12.12)	o	a*	a	o	g	o	o	o
ルモール	(68.12.12-69.8.5)	o	g*	g	o	g	o	o	o
ルモール	(69.8.5-70.3.23)	o	g	g	a	o	g	o	o
ルモール	(70.3.23-70.7.6)	o	g	g	g	o	g	o	o
コロンボ	(70.7.6-72.2.15)	o	g	g	g	o	g	o	o
アンドレオッティ	(72.2.15-72.6.24)	o	o	a	a	a	g	o	o
アンドレオッティ	(72.6.24-73.7.7)	o	o	g	g	g	g	o	o
ルモール	(73.7.7-74.3.15)	o	g	g	g	o	g	o	o
ルモール	(74.3.15-74.11.20)	o	g	g	s	o	g	o	o
モロ	(74.11.20-76.2.11)	o	s	g	s	a	g	o	o
モロ	(76.2.11-76.7.29)	o	a	s	a	a	g	o	o
アンドレオッティ	(76.7.29-78.3.13)	a	a	a	a	a	g	o	o
アンドレオッティ	(78.3.13-79.3.21)	s	s	s	s	o	g	o	o
アンドレオッティ	(79.3.21-79.8.3)	o	o	s	s	o	g	o	o
コシーガ	(79.8.3-80.4.4)	o	a	g	a	g	g	o	o
コシーガ	(80.4.4-80.10.18)	o	s	g	s	g	g	o	o
ファルラーニ	(80.10.18-81.6.18)	o	g	g	g	s	g	o	o
スパドリーニ	(81.6.18-82.8.23)	o	g	g	g	g	g	o	o
スパドリーニ	(82.8.23-82.12.1)	o	g	g	g	g	g	o	o
ファンファーニ	(82.12.1-83.8.4)	o	g	g	s	g	g	o	o
クラクシ	(83.8.4-86.7.30)	o	g	g	g	g	g	o	o

\*PSU(統一社会党)

g = 政府与党、s = 閣外協力、a = 政府へ反対票を投じることを棄権、o = 野党  
 PCI 共産党 PSI 社会党 DC キリスト教民主党 MSI イタリア社会運動  
 (極右) PSDI 社会民主党 PRI 共和党 PLI 自由党 MON 君主主義政党  
 本図表は、Alfio Mastropaolo/Martin Slater, "Party Policy and Coalition Bargain-  
 ing in Italy, 1948-87: Is There Order Behind the Chaos?", M. J. Laver/I. Budge,  
*Party Policy and Government Coalitions*, p. 324. による。

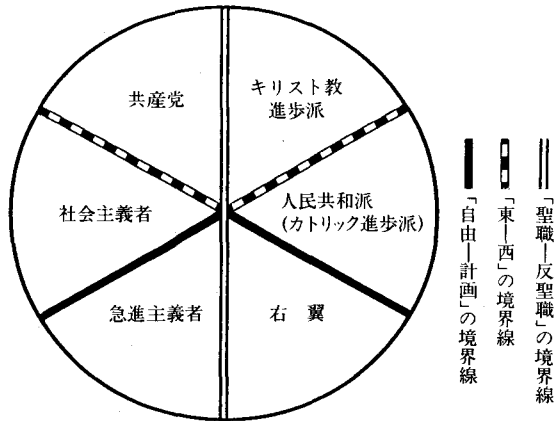
で)交代し、禅讓・改造された。この顛末を見ると、短命な内閣の頻繁な更迭・改造は主としてフランスにおいてと同様にドイツにおいても——多党(六党)制に起因していると推定できる。

すなわち、一九五〇年七月の同州議会総選挙の結果は、SPD(ドイツ社会民主党)一九議席(得票率二七・五%)、BHE(故郷追放者・公民権剝奪者ブロック)一五議席(二三・四%)、CDU(キリスト教民主同盟)一六議席(一九・八%)、DP(ドイツ党)七議席(九・六%)、FDP(自由民主党)八議席(七・一%)、SSW(南シュレースヴィツヒ選挙人同盟)四議席(五・五%)であった。総選挙後、SPD単独の少数与党政権が誕生し一九五〇年九月まで続いた。一九五〇年九月から一九五一年六月までCDU、BHE、DP、FDPの四党連立CDU首班政権。一九五一年六月にCDUの首班が交代し、その後、七月までCDU、FDPの二党連立CDU首班少数与党政権。一九五一年七月から一九五二年一月までCDU、BHE、FDP、DPの四党連立CDU首班政権。一九五二年一月から一九五三年一月までCDU、BHE(↓一九五二年一月にGB/BHE(全ドイツブロック/故郷追放者・公民権剝奪者ブロック)と改称)、DPの三党連立CDU首班政権。一九五三年一月から一九五四年九月までCDUとGB/BHEの二党連立CDU首班少数与党政権と内閣の改造が恒常化した。<sup>(12)</sup>

#### (四) 節 与野党の分水嶺となるイデオロギー的基準

モーリス・デュヴェルジェ(Maurice Duverger)によれば、フランスの六大政党は、図表8に記されたように、「数多くの違った意見を巡る二元主義が一致しない」構図、つまり「社会的な分裂の重複」現象に由来している。例えばフランスでは、「教権論者(IIカトリック的教育制度)」対「反教権論者(II宗教にとらわれない教育制度)」

図表 8 : フランスの六大政党の六極分化の構図 : 分裂の重複



本図表は、Maurice Duverger, *Les Partis Politiques*, Librairie Armond Colin, 1951, p. 262. Translated by Barbara & Robert North, *Political Parties*, Methuen & Co., 1955, p. 232. Übersetzt von Siegfried Landshut, *Die Politischen Parteien*, J. C. B. Mohr, 1959, S. 245. モーリス・デュベルジェ著、岡野加穂留訳『政党社会学』(潮出版社・一九七〇年)二五五頁による。

なお、中国の古典『大学』第二章第三節に言う「極」とは、至極、最高善(最高の標準)を指していた(金谷 治訳注『大学・中庸』(岩波文庫・一九九八年)四六~四八頁)。つまり、「極」とは最高の政治的意の意である。このように理解すると、どの目的(極)を最高善(=公共善)とするかによって、極分化していることが判る。

といった旧式の意見の二極分化は、冷戦期の「西」対「東」、ないし「自由(市場経済)」対「統制(計画経済)」などの、他の二極分化とは一致しない。これらの二極分化した意見を重複 (superposition) させることによって、図表 8 のように「主要な精神的な系譜を示す」六極分化の構図を描くことが出来るという。

すなわち、共産党は「反教権主義、東の陣営、統制(計画経済)」を支持し、社会党は「反教権主義、西の陣営、統制(計画経済)」を支持し、急進社会党は「反教権主義、西の陣営、自由(市場経済)」を支持する。キリスト教進歩派【(二) 節で既述した五大政党または六大政党、もしくはは七大政党の中には、該当するものがない。】当該政党の支持率は1%ないし2%である。

そこで、政党政治の力学の中では、極小政治勢力として無視できる。当該政党は、自らは良心的であると仮想する、キリスト教少数派の思想的営為によるものであり、一種の理想主義的傾向を持つ。キリスト教の一部の分派（*600*）の支持者達に、稀に散見できる少数・例外説と言える。】は「教権主義、東の陣営、統制（計画経済）」を代表する。人民共和派（MRP…レジスタンス派のキリスト教民主主義者…カトリック進歩派）は「教権主義、西の陣営、統制（計画経済）」を支持し、（後のプシャード派を含む）右翼と（反共勢力である）ド・ゴール派は「教権主義、西の陣営、自由（市場経済）」を支持する。なお、この分類法は、幾分かは独断的な面を持ち、単純化し過ぎたきらいもある。確かに、様々な分派集団から構成される「穏健右派」、「穏健派」、「独立共和派」、「共和右派」もしくは「農民派」の居場所——これらの穏健諸派は、人民共和派（カトリック進歩派）と右翼（ド・ゴール派）との中間の何れかに位置すると推定できる——が捨象されている。さらに、極小に近い数の支持者しかいない「キリスト教進歩派」を、一つの政治勢力と見なしている。加えて単なる右翼（の支持基盤）を超え、広く（社会に対して）影響力を有するド・ゴール派を過小評価している。それにもかかわらず、全体としてこの分類法は、各党間の実際の分類と一致し、分裂している意見の主要な境界線とも符合している。故に、フランスにおける多党制は、主要な意見の分裂（複数の二極分化構造）が一致していない結果なのである。<sup>14</sup>

M・デュヴェルジエが指摘した政党名を、前述した政党名と照合すると、既述した理由により、必ずしも一致していないことが判る。

多極化現象を肯定する、M・デュヴェルジエの分析を、以下のように補足・説明したい。M・デュヴェルジエは、「二大政党制こそが本来的には自然である」という分析結果に、限界を感じざるをえないと言う。なるほどM・デ



ユヴェルジェによれば、生来的に、あらゆる対照をなす事物は、真つ向から反対する二つの見解——それが穏和に對置されて主張されるべきものか、熱烈かつ敵対的に主張されるべきものかは区別しなくてはならない——の間の對抗現象を含む「二元的」なものである。しかしながら、仮に、様々な正反対の傾向があり、それらが相互に全く無関係で独立している場合には、その時には、人々は、一方（の政治的分野A）において一つの見解を採用できるし、また他方（の別の政治的分野B）においても一つの見解を（政治的分野Aにおける選択とは無関係かつ）自由を選択することが相対的に可能となる。多党制（仏：multipartisme、英：multi-partism、独：Vierparteisystem）は、正反対の立場の組み合わせが、既述したように、相互に関連性がなく、自由かつ無関係になっている状態から生じる。<sup>(15)</sup>

万一、多極化現象を肯定しないで、政治生活の思想的傾向を、単純に二極分化させるならば、一種の「全体主義（仏：totalitaire、英：totalitarian、独：totalitär）」的傾向を持つと、M・テュヴェルジェは批判する。例えば、仮に全てのフランス人が、「西」対「東」の敵対関係が他のあらゆる問題よりも優先するといった気持ちを持つとすると、共産主義者と反共主義者の二つの政党のみしか存在しないことになる。仮に「自由（市場経済）」と「統制（計画経済）」の対立のみが基本的であると、すべての人々が考える時には、（例えば、英国における保守党と労働党の対立構造のように）保守主義者と社会主義者の二つの政党だけになる。他方、「教権主義」と「反教権主義」の問題が、フランスの一部では一九五一年当時なお勢力を有していたように、最も基本的な問題であると万人が考えた時には、（一九〇五年前後に、このような方向に進む傾向が認められたように、）カトリック政党と宗教上の自由を主張する、二つの政党だけになる。これに反して、ある者が「西」と「東」の対立を強調し、別の者が「自由

〔市場経済〕と「統制（計画経済）」の対決を主張し、他の者が「教権主義」か「反教権主義」かの二者択一を吹聴すると、多党制が生まれる。<sup>16</sup> このようにM・デュヴェルジエによれば、フランスの政治情勢における三つの二極対立の複合的現状を、六大（または五大もしくは七大）政党制は、適切に反映したものであったのである。

なお「西」対「東」の敵対関係の含意するところが、十分にフランス国民の各層にまで啓発されていないので、「一般大衆」の場合には、「ソヴェエト体制を希望しない多くの労働者、農民および小市民（仏：petits-bourgeois、独：Kleinbürger）ないし中産階級の底辺（英：lower-middle-class）に属する人々が、自分達の不平不満をぶちまけるために、共産党に投票している」という問題点を、M・デュヴェルジエが一九五一年に指摘していることに注意したい。

M・デュヴェルジエと言えば、フランス政治学界の重鎮である。だが、M・デュヴェルジエは、後に、一九八九年の欧州議会議員選挙に際して、イタリア共産党の比例代表名簿に登載されて、フランス社会党との類似性の観点から、イタリア共産党の進歩的欧州主義を強調し、クラクシ（Bettino Craxi）元首相（イタリア社会党）を攻撃する機会を逃さずに、極めて傑出した役割を果たして、欧州議会議員に選出された。<sup>18</sup> M・デュヴェルジエほどの人物が、なぜ、政治学者にとって必須な政治的中立性という要件を侵犯してまでも、こうした行動に出たのであろうか。筆者は定かに判らない。ただし、自由で民主的な国家であるイタリアでは、一九九六年四月二一日の総選挙で、旧共産党主流派（右派）で構成される「左翼民主党」が中心となって、ロマーノ・プローディ首班候補を擁立し、政党連合「オリーブの木」に結集し、ほぼ選挙結果では大勢を占めた。共産党最左派の「共産党再建派」の閣外協力を得て、「オリーブの木」は過半数を獲得し、戦後初の共産党主導政権が誕生した。<sup>19</sup> 以上の経緯を鑑みると、

M・デュウエルジェの問題行動はむしろ先見の明があったと言うべきなのか、判断に窮する。

## 第二章…ベルギー、オランダ、フランス第五共和制との比較分析

はしがき

フランス第四共和制と最も類似している政治体制は、ワイマルル期のドイツ、ないし、戦後のイタリア政治であろう。これらの体制の類似点とは、第一に議会における諸政党が、小党分立・乱立傾向にあること。第二に、一方における共産党と、他方における、右派【第四共和制ではド・ゴール派（＝反ナチ派）、ワイマルル期末期にはナチ党、戦後イタリアではキリスト教民主党】の両極勢力が強力であること。第三に、政権の寿命が短命なことである。この三点に着目するならば、なるほど、ペーター・パルザー（Peter Pulzer）が指摘したように、これら三つの政体は「分極化した比較的多数の多党制（Extreme Polarised Pluralism）<sup>(2)</sup>」と言えるであろう。

ここで、フランス第四共和制とベルギー、オランダ両国とを比較分析するという事由は、単なる二極化よりも多極化している点での類似性に着目するからである。つまり、「多極化現象」を呈する複数の代表的な事例を提供して、その実態を複合的に考察したいからである。したがって、ベルギー、オランダとの比較・論考では、多極化という点での比較分析に集中することを、あらかじめ断っておく。さらに、このような分析の後で、フランス第四共和制の多極化傾向が、フランス第五共和制では、二極化傾向を持つ制度に収斂されていった経緯を事後検証することにしたい。

(五) 節 ベルギーにおける多極化傾向との比較分析

ベルギーでは、フラマン語（フランダース語、ベルギー訛りのオランダ語：Vlaams〈オランダ語表記〉、*Flandande*〈フランス語表記〉、*Flaamisch*〈ドイツ語表記〉、*Flemish*〈英語表記〉）を話すベルギー人（約六百万人）と、ワロン語（ヴァロン語、ワルーン語、ベルギー訛りのフランス語：Wals〈オランダ語表記〉、*Wallon*〈フランス語表記〉、*Wallonisch*〈ドイツ語表記〉、*Wallon*〈英語表記〉）を話すベルギー人（約四百万人<sup>(21)</sup>）との間で、一九九三年二月ないし五月以来、連邦制の王国を形成している。

ベルギーの政党制度の特色は、オランダ（フラマン）語圏もしくはフランス（ワロン）語圏の、各言語ブロック毎に固有の政党が存在することである。例えば、社会主義政党は、オランダ（フラマン）系の「社会党：SP（Socialistische Partij）」二〇議席とフランス（ワロン）系の「社会党：PS（Parti Socialiste）」二一議席の両党からなる。キリスト教民主主義政党は、オランダ（フラマン）系の「キリスト教国民党：CVP（Christijke Volkspartij）」二九議席とフランス（ワロン）系の「キリスト教社会党：PSC（Parti Social-Chrétien）」一一議席の両党からなる（図表9を参照）。これら四党が一九九二年三月以降、政府与党を形成している。他方で、野党第一党である自由民主主義政党は、オランダ（フラマン）系の「フラマン自由民主市民党：VL D（Vlaamse Liberalen en Democraten）」二一議席とフランス（ワロン）系「自由改革党／ブリュッセル・フランス語圏民主戦線：PR L／FDF（Parti Réformateur Libéral—Front Démocratique des Bruxellois Francophones）」一八議席から構成されている。<sup>(22)</sup>

図表9：ベルギー11党制の多極分化傾向(1995年5月21日の総選挙後の統計)

政党名/ 議席数	極 議席数	カトリック 教権主義	反 教 権 主 義	経 団 連	組 合	蘭 (フラマン) 語 圏	仏 (ワロン) 語 圏	エ コ ロ ジ ー	民 族 主 義
		45	92	97	53	91 (注2)	59	12	13
CVP キリスト教国民党	29	◎	—	○	—	○	—	—	—
PS 社会党	21	—	○	—	◎	—	○	—	—
VLD フラマン自由民主市民党	21	—	○	◎	—	○	—	—	—
SP 社会党	20	—	○	—	◎	○	—	—	—
PRL-FDF 自由改革党- ブルッセル仏語圏民主戦線	18	—	○	◎/○	—	—	○/◎	—	—
PSC キリスト教社会党	11	◎	—	○	—	—	○	—	—
VB フラマンブロック(極右)	11	— (注1)	—	○	—	○	—	—	◎
ECO ワロン緑	7	—	○	—	○	—	○	◎	—
AGL/A フラマン緑	5	—	○	—	○	○	—	◎	—
VU 人民同盟(旧フラマン キリスト教人民同盟)	5	○	—	○	—	◎	—	—	—
FN 国民戦線(極右)	2	— (注1)	—	○	—	—	○	—	◎
議席数合計 150									

本図表の基礎的データは、*Der Fischer Weltalmanach 1998*, Sp. 104(Belgien). による。なお、各党の政治的立場は、その政党名と一致すると仮定して、Thomas T. Mackie/Richard Rose, *The International Almanac of Electoral History*, Congressional Quarterly, 1991, 3rd. ed., p. 42-44. を参照した上で、原則として筆者が個人的に判断した。そこで、思わぬ判断ミスがあるかもしれない。請う、御有恕。

(注1) 極右政党は、西欧キリスト教の伝統を強調して、非キリスト教文化に対して排外主義を唱える場合もあるが、他方で、無条件のキリスト教博愛主義には敵対するので、カトリック教権主義か反教権主義かの分類から除外した。

(注2) ベルギーには、576万人のオランダ(フラマン)語系住民と、325万人のフランス(ワロン)語系住民と、6万人のドイツ語系住民が在住している。計算上の議席数(576:325:6=95:54:1)に対して、実際の議席数(91:59)であるから、仏蘭の棲み分けと政党支持傾向は驚くほど一致していることが判る。

(注3) 1992年以来、連立与党はCVP、PSC、PS、SPである。与党連合は1995年現在、総計で81議席(CVP:29、PSC:11、PS:21、SP:20)を占めている。首相はジャン=リュック・デハーネ(CVP)である。

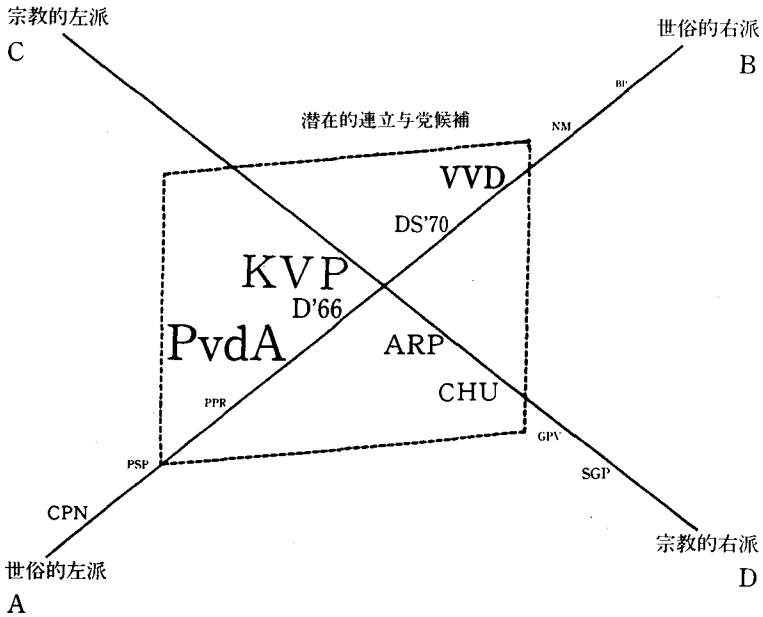
(注4) FDFはフランス(ワロン)系の言語政党、VUはオランダ(フラマン)系の言語政党である(『世界年鑑1997』(共同通信社)五五一頁)。

これら（オランダ語と仏語）の二言語ブロック間の二極化現象<sup>(23)</sup>が、労使間の雇用関係で見られる、左右（社会民主主義的労働組合と自由主義的経営者団体）間のイデオロギー的二極構造や、カトリック的教育か宗派から自由な教育かを巡って起きている、カトリック教権主義と反教権主義との政策上の対立軸と複合されて、多極化現象が生じている。この言語、階級、宗教による六極化現象<sup>(24)</sup>が、現代ベルギー政治の特徴となっている。なおゴードン・スミス（Gordon Smith）によれば、（引き続き後述する）オランダと共に、「和解と合意形成を目的とした、談合政治型デモクラシー」が、欧州の小国であるベルギーでも採られている。ベルギーのように（多極化が進展した）分裂傾向の強い社会では、「対立点を際立たせ、与党・野党間での二者択一的な選択が強いられる、多数決型デモクラシー」は、その性質の上からも適合しないと、G・スミスは指摘する<sup>(25)</sup>。

#### （六）節 オランダにおける多極化傾向との比較分析

オランダでは、伝統的に三大宗教政党（カトリック国民党・KVP、反革命党・ARP、キリスト教歴史同盟・CHU）が連立政権を担ってきた。戦後になって、労働党（PvdA）が中心となって連立政権を形成するまで、三大宗教政党の覇権的支配が続いた。その後一九七七年に、労働党に対抗するために、三大宗教政党は「キリスト教民主アピール（CDA）」と称する、共同戦線を創って、「共通の候補者リストを持つ単一のブロック政党」となった。だが今日でもなお、旧三大宗教政党内部では宗教的に右か左かで路線の対立があると推察される。「キリスト教民主アピール」に合併する以前の、政党状況を図表10に示す。図表10では、世俗的政党における左右のスペクトル（A—B軸）と並んで、宗教政党における左右のスペクトル（C—D軸）<sup>(26)</sup>が記載されている。ここに明記され

図表10：1971年のオランダ下院における政党の四極分化の様態



本図表は、Ken Gladdish, "Opposition in the Netherlands", E. Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, pp. 212-233(214, 222-223). 清水 望監訳『西ヨーロッパの野党』(行人社・一九九八年)二一三、二二四頁(若松 新訳)によって作成した。

なお、政党名の活字の大きさは、当該政党の議員数を反映している。

た「宗教政党における左右のスペクトル」の存在の故に、(労働者、雇用主、農業経営者、都市部住民と同盟関係にある)三大宗教政党は、「純粹に世俗的(でイデオロギー的)な左派と右派が形成する二極化の出現を阻止し」、多極化を進める淵源となつて<sup>(27)</sup>いる。以上がオランダにおいて多党制が進展している理由である。

図表10で特徴的なのは、(制度的にオランダ王室がプロテスタントである為に、宗教的弱者とみなされる)カトリック国民党が、宗教政党における左右のスペクトル(C—D軸)の中で最も「左寄り」に記載されている点である。つまり、人口統計<sup>(28)</sup>上は、カトリック三六%、プロテスタント諸宗派二七% (オランダ改革教会一九%を含む)で、カトリックの方が多<sup>(29)</sup>い。そうであるにもかかわらず、オランダがプロテスタント国であるという所以は、歴史的に見れば、カトリック国であるフランスの(帝國主義的)支配から抜け出す為に、新教派のオランダ王家支持勢力が、フランスと独立戦争を繰り広げて、独立を勝ち取ったからである。すなわち、オランダは、一七九四年に革命派フランス軍に占領された。一八一三年に、(イギリスに亡命していたオラニエ家の王子であった)ウイレム六世を頭領として仰ぐオラニエ党が、「独立戦争(Freiheitskriegen)」に勝利した。こうしてオランダは、主権独立国家となった。それ以来、オランダ王家の宗教はプロテスタントとなつたのである<sup>(29)</sup>。

しかしながら、制度上、オランダ王室の宗教がプロテスタントであるということは、必ずしも当事者にとつて、幸いに作用しているわけではない。つまり、(どういう形態であれ)国教制度というのは時代錯誤の蓋然性が残る。例えば、一九六四年に、王位継承権第二位に位置するイレエネ(Urene)王女は、カトリック教徒であるフゴー・フォン・ブルボン＝パルマ(Hugo von Bourbon-Parma)王子と結婚してカトリックへ改宗し、事実上、王位継承の可能性を放棄したと判断されているからである<sup>(30)</sup>。



付言すると他方で、第二次世界大戦中、ロンドンに亡命した、ウィルヘルミナ (Wilhelmina) 女王 (在位：一八九〇—一九四八年) の指導の下で繰り広げられた、ナチスの侵略 (Angriff)<sup>(31)</sup> に対する抵抗運動も、オランダ人の愛国心を鼓舞するものであった。「抵抗運動は占領軍に実質的な打撃を与えることはできなかったが、占領と経済的破局にうちひしがれているオランダ国民を精神的に鼓舞し、道徳的な勇気をふるいたたせることができた」と言われている。<sup>(32)</sup> このように、中小国であるオランダにとっては、独、仏という欧州大陸の二大列強に対して、レジスタンスをする王家という色合いが強いのである。

図表10の点線で記された四角形の内側にある政党は、政権担当の経験があり、オランダでは、(大小、様々な大きさの) パズルの内、この八党という、何時も決まった幾つかが組み合わさって、連立政権が組閣されてきた。言い換えれば、四角形の外側にある政党は、政権担当の経験がなく、それ故に、政権政党能力は無いとみなされる弱小政党である。オランダの多党制ないし小党分立制の下では、このように政府与党となりうる大中政党と、政権から疎外された弱小政党の区別が成り立つ。さらに、政府与党となりうる大中政党の間でも、一九七七年総選挙で勝利して第一党となったオランダ労働党のように、権謀術数によって、総選挙後の組閣交渉において、政権構想から外れる可能性さえもある。この時には、「労働党脅威論」の下に結集したCDA (三大宗教政党の後身) とVVD (自由民主国民党) 間で、連立内閣が組閣されたのである。<sup>(33)</sup>

図表10を分析する場合の参考までに、旧三大宗教政党が合併する以前の各党の実力を提示したい。第一に、四角形の内側にある (政権を担当した経験がある) 政党についてまとめる。宗教政党群では、左派から右派の順で掲げると、カトリック国民党 (KVP) …一九六七年四二議席、一九七一年三五議席、一九七二年二七議席)、反革命党

(ARP…一九六七年一五議席、一九七一年一三議席、一九七二年一四議席)、キリスト教歴史同盟(CHU…一九六七年一二議席、一九七一年一〇議席、一九七二年七議席)となる。世俗政党群では、左派から右派の順で掲げると、急進党(PPR…一九七一年二議席、一九七二年七議席)、労働党(PvdA…一九六七年三七議席、一九七一年三九議席、一九七二年四三議席)、民主一九六六年党(D'66…一九六七年七議席、一九七一年一一議席、一九七二年六議席)、民主社会一九七〇年党(DS'70…一九七一年八議席、一九七二年六議席)、自由民主国民党(VVD…一九六七年一七議席、一九七一年一六議席、一九七二年二二議席)である。これら八つの大中政党の合計議席数(何れも一五〇議席中)は、一九六七年一三〇議席、一九七一年一三四議席、一九七二年一三二議席である。

さらに、四角形の外側にある(政権担当の経験がない)政党を掲げると、極左のオランダ共産党(CPN…一九六七年五議席、一九七一年六議席、一九七二年七議席)と社会平和党(PSP…一九六七年四議席、一九七一年二議席、一九七二年二議席)、極右の農民党(BP…一九六七年七議席、一九七一年一議席、一九七二年三議席)と中小企業者党(NM…一九七一年二議席)、宗教的極右の国家改革党(SGP…一九六七年三議席、一九七一年三議席、一九七二年三議席)と改革政治同盟(GPV…一九六七年一議席、一九七一年二議席、一九七二年二議席)となる。これら六つの弱小政党などの合計議席数は一九六七年二〇議席、一九七一年一六議席、一九七二年一八議席(オランダローマカトリック党(RKP)の一議席を含む)<sup>34</sup>となる。

以上の分析から明らかになることは、オランダでは八八%前後の政党が政権担当の経験を持ち、かなりの程度、政治の中道化・穏健化・談合政治化が進んでいると推察される点である。ここで「中道化」とは、何れの政党も、選挙後の組閣交渉に参加する権利を失わないために、「中道寄りのあいまいな政策(選挙綱領)」を提示して総選挙

を戦う、という側面を示す。そして「穏健化」とは、政権交代を繰り返すことによって、各党の政策の間に見られる相違点の隔たりが、時間の経過と共に狭まったことを示す。さらに「談合政治 (consociationalism) 化」とは、このようにして何れの政党が政権に就いても、政策上、さほど著しい相違が認められなくなって、有権者の意志における変化が、国政に反映して政策が変更するという経路が失われ、政策を策定する担当者に伝わりにくくなったことを指すものである。つまり、政治家が談合し「密室政治」を繰り返すことによって、国政の担い手は、圧力団体を通じた大きな声には耳を傾けるけれども、とりわけ国民の中の少数者ないし弱者の意志が届かない処で国政が決定されている、という雰囲気醸し出されたことが、オランダ政治の問題となるのである。

このような問題は、オランダに限ったことではない。一般に、政権交代を繰り返した後の政治体制下では、各政党間の政策上の分水嶺が判別しにくくなる、という傾向 (症状) を呈している。つまり、第一に、議会政治のレベルにおいて、談合政治は広範囲にわたる連立 (政権) を基盤として構成されており、可能な限り多くの副次文化 (の担い手としての複数の政党) を、利権、官職・役職 (ポスト) 任命権、立法政策上の恩恵などの「エサ」の配分によって、このような「談合政治」の仕組みに編入するように企図されている。このスタイルの顕著な実例は、スイス連邦である。第二に、一般社会・経済のレベルにおいて、談合政治は主要な包括的経済政策と社会福祉政策を、議会で議論する以前に、主要な利益団体との協調関係に基づいて決定する。これは、一種のコーポラティズム (corporatism) のスタイルを、公式に、あるいは非公式に採る。このスタイルの談合政治の顕著な実例は、スウェーデンとオーストリアであろう。要するにこれらは、「政治の舞台におけるカルテル」である。オランダでは、一九七〇年代の終わり頃まで、この両方のスタイルの談合政治が見られた。なお、ケン・グラディッシュ (Ken

(Giadisi) も指摘しているように、幸いにもオランダにおいては、このように野党を抑え込む、あるいは永続的な中道政治を堅持するという方向への圧力は、一九七〇年代の終わり頃から、低下してきているという。<sup>(35)</sup>

(七) 節 遠心的多党制か求心的多党制か

第四共和制下のフランスと同じように、多党制であるにもかかわらずオランダでは、第一章(三)節で指摘した「頻繁な政権交代」が起きていない。それはなぜであろうか。ただし多党制であっても(一九九四年八月に、C D Aが野党に転落するまでの)オランダでは、「談合政治」体制であるが故に、政権を巡って(曖昧な)求心力が認められたからである。これに対して、第四共和制下のフランスでは遠心力が強く、したがって政権交代の頻度は、半年に一度である。また、戦後のイタリアでも遠心力の方が強く、政権の平均存続期間はおよそ一年であった。

付言すると、イタリアの政党制は、ジョバンニ・サルトーリ (Giovanni Sartori) に則って「分極的多党制 (polarized pluralism)」<sup>(36)</sup>と捕捉できる。イタリアの「分極化した多党制」<sup>(37)</sup>では、カトリック的価値観 (D C || キリスト教民主党的副次的文化) とマルクス主義的価値観 (P C I || イタリア共産党的副次的文化) という、二つの政治勢力 (二極)<sup>(38)</sup>の間に、政治的分水嶺となる境界線が横たわっている。イタリアでは分極化した政党間に、架橋できない溝が存在し、万年野党 (|| 構造的野党) である P C I は、一九四七年五月以来、一九九六年四月まで政権に参加できずに、D C の長期腐敗政権が続いた。D C が第一に依存しているのは、「腐敗と欺瞞の政治である」<sup>(39)</sup>と G・アミョ (Grant Amyot) は指摘した。反対に、オランダの「分極化していない多党制」は、「談合政治」体制を形成し、何れの政党も常に連立政権に参加しうる潜在的蓋然性を持ち、それゆえに、本当の意味での野党が存在

しない「野党の沈黙化 (the muting of opposition)」<sup>(40)</sup>現象が生じた。要するに、イタリアのP C Iのように野党が、政府与党になる機会を完全に奪われることも、本来の野党機能が停止する原因になるし、オランダのように連立政権に近似しすぎる野党も、また不幸である。

幸いにも第四共和制下のフランスでは、政権基盤が弱く、政権交代が頻繁であることが、ワイマール体制下のドイツ——これを、「極右」と「極左」という二極分裂(と民主的勢力の崩壊)への胎動を秘めた多党制とも言えるが——のように、ナチスの類いの極右勢力の台頭へはつながらなかった。差し当たつての(仮説的な)結論としては、オランダは「求心的多党制」に近く、第四共和制下のフランスは、ワイマール体制下のドイツのように完全な「遠心的多党制」ではなかったが、どちらかと言えば「遠心的多党制」に近かったとしておきたい。

比較政治機構論的に見れば、ワイマール体制下のドイツにおいては、弱い議会と強い大統領との対比の上に、議会政治が破綻して、独裁者(IIより強い大統領)待望論の下に、ヒトラーが登場した。これに対して、第四共和制下のフランスでは、政治的には「直接選挙」によって選ばれる議会が(弱体ではあるが)主権を有し、「間接選挙」<sup>(41)</sup>によって選ばれるフランス第四共和制の大統領は、(ワイマール体制下のドイツにおける「直接選挙」によって選出される大統領のように、比較政治制度論の上でも事実の上でも、「授權法」によって議会に取って替わることができるような)大権を有していなかった。つまり、第四共和制下のフランスにおいては、議会も弱体だが、大統領も更に弱体であった。もとより、一九五八年以降、第五共和制下のフランスにおいて「強力な大統領」が制度化されたのは、より強力な国政担当者、フランス国民が待望していたからである。このように見ていくと、リーダーとなる人物の資質<sup>(42)</sup>と共に、制度的に、ある一定以上の国土(面積)を有する国家を統治する人物には、(強すぎる

大権も害悪だが、弱すぎて統治不能となるのも良くないという意味で）一定以上（かつ、一定以下）の大権を持たないと、効率的に合理的な統治ができない<sup>(43)</sup>蓋然性がある。

(八) 節 フランス第五共和制における四大政党・二大ブロック制への収斂現象

一九五八年に第五共和制が発足して以降、数回の国民議会総選挙を経るにつれて、六大政党制は四大政党・二大ブロック制度へ移行した。図表11に示された「フランス国民議会総選挙における得票率の推移（一九五八年～一九八六年）」を見ると、まず一九六七年の総選挙において、左翼勢力の中で最も保守的な「急進左派（急進社会党）」が、社会党陣営に（吸収）合併された。正確に言えば、急進社会党（シュレベール派）と左翼急進運動に分裂し、前者は後のフランス民主連合の系譜に編入され、後者は社会党陣営に加わった。さらに、一九七三年の総選挙を最後に、元来、第二次世界大戦下でのキリスト教的なレジスタンス派であり、右派の中では最も進歩的な「民主中道派（人民共和派・MRP）」の政党名が消滅して、一九七八年以降、改組された（中道右派の）フランス民主連合に吸収（合併）された<sup>(44)</sup>。なお、図表11の一九八六年の総選挙では、共和国連合（旧ド・ゴール派）とフランス民主連合が統一会派（共闘組織）を組んでみるとみなされているが、合併したわけではない。現在もなお両党によって構成される「保守ブロックの側の二大政党制」は、社共両党が織りなす「左派ブロックの側の一巨大（社）一中（共）政党制」と共に存続している。

第一に、なぜ六大政党・二大ブロック制ではなく、四大政党・二大ブロック制へ収斂したのか、しかもその過程において、なぜ六大政党の中で「最も中道寄りの二党」——急進社会党と人民共和派——が淘汰されたのであろう

図表11：フランス国民議会総選挙における得票率の推移  
(1958年～1986年、フランス本土)

	1958	1962	1967	1968	1973	1978	1981	1986
共産党	18.9	21.8	22.5	20.0	21.4	20.6	16.1	9.7
極左	1.4	2.3	2.2	4.0	3.2	3.3	1.3	1.5
社会党	15.5	12.5	19.0	16.5	20.7	25.0	37.8	31.6
急進左派	4.8	7.8	-	-	-	-	-	0.3
中道左派	3.5	-	1.4	0.7	1.3	-	-	-
その他の左派	-	-	-	-	-	1.1	0.6	2.1
ド・ゴール派	17.6	31.9	37.7	43.7	34.6	22.5	20.9	42.0
R.I.~ U.D.F.	-	-	-	-	-	21.4	19.2	-
M.R.P. 民主	11.6	9.0	12.6	10.4	12.5	-	-	-
C.N.I. 中道派	13.7	7.7	-	-	-	-	-	-
その他右派	9.4	5.9	3.7	4.6	6.2	3.4	2.7	2.9
極右	3.3	0.9	1.0	0.1	-	0.5	0.4	9.9

(出典) M. Duverger, *Le Système Politique Français*, 1985, p. 210, および *Le Monde*, 18 mars 1986 より作成。

本図表は、山崎博久「フランスにおける政権類型とその運用」『早稲田政治公法研究第25号』(一九八八年)一七〇頁による。

か。それは、図表6に示された、第四共和制下での連立政権への支持・不支持傾向を見ると、半ば判明するであろう。六大政党制が実現していた第四共和制下では、政権は圧倒的に中道諸派の政党に基盤を置くことが多かった。つまり、「最も中道寄りの二党」は政府与党となる蓋然性が最も高く、そのため総選挙では、常に政府与党という看板を背負って臨むことができた。そこでは、現体制・現状維持を支持する有権者は、政府与党である「最も中道寄りの二党」に支持を寄せたと推定できる。それに反して第五共和制下では、大統領選挙で勝てる政党連合を創り出すために、「二ブロック制へ」「二極分化」した。二極分化した体制下では、あれかこれかという二者択一的思考が、幅を利かすであろう。その際に、あれを半分とこれを半分という中道寄りの折衷論的思考は、後退しがちとなると判断できる。この思考構造上の論理の結果として、紆余曲折を経た後に、折衷論的な「最も中道寄りの二党」が消滅したと見られる。

第二になぜ、二大ブロック制へ移行したのかという点に

ついで、第一に「大統領選挙において勝てる政党連合を創り出すために、二ブロック制へ移行し」、第二に、大統領選挙における「決選投票制」がこの移行を確実にして、第三に「小選挙区二回投票制」という国民議会総選挙の制度が、二大ブロック制を更に安定させたという主旨の、選挙制度論的な旧稿の考察を参照して欲しい。<sup>(45)</sup>

#### あとがき

なおフランス第五共和制では、フランス大統領候補を繰り返し務めると、よしんば繰り返し敗退したとしても、現職の大統領に当選する確率が、確実に上昇し続けるという傾向がある。つまり、F・ミッテラン (François Mitterrand) は一九六五年 (決選投票で四四・八〇%を獲得)、六九年 (大統領候補になれず)、七四年 (決選投票で四九・一九%を獲得) と合計二回、落選した後、一九八一年 (決選投票で五一・七六%を獲得)、八八年 (決選投票で五四・〇二%を獲得) に大統領に当選した。J・シラク (Jacques Chirac) は一九八一年 (第一回投票で一八・〇〇%を獲得)、八八年 (決選投票で四五・九八%を獲得)<sup>(46)</sup> と二回続けて落選した後、一九九五年 (決選投票で五二・六四%を獲得) に当選した。また、社会党の現職の首相であるL・ジョスパン (Lionel Jospin) は一九九五年 (決選投票で四七・三六%を獲得)<sup>(47)</sup> に落選したが、現在、大統領になる確率が最も高い野党の政治家である。つまりジョスパンは、二〇〇二年の次回の大統領選では、よしんば負けても、大統領候補になりさえすれば、二〇〇七年の次々回の大統領選では、最強の候補になる目が出るからである。この現象が起きる理由は、強い政治家が大統領になって指導力を発揮することを、おおむねフランス国民が望んでいるからであろう。<sup>(48)</sup>



おわりに——二大政党制度の政治的含意について——

アメリカ合衆国と英国は、共に二大政党制度が成功した、経済的に繁栄し、安定した世界有数の先進国である。二大政党制に類似した効果を持つ、二大ブロック制度が今日のフランスで制度化されていると、旧稿<sup>(49)</sup>では記した。だが、この「ブロック政治」制度はスウェーデンにおいても、「社会主義ブロック（社民党＋左共産党）」と「ブルジョワ・ブロック（中央党＋国民党＋穏健統一党）」の間で一時的に成立していた。<sup>(50)</sup>これら四箇国の事例における二大政党制度、ないし二大ブロック制度は、総選挙の結果を踏まえて、政権交代が適度に起きることを目的とし、このような民主的な政権交代を契機として、誕生したと言って差し支えないと思う。

ここで政権交代とは、原則として、相異なる政党もしくは政党連合間での政権の移動を意味する。つまり、同一首班与党内での指導者（Ⅱ党首もしくは総裁）の交代に起因する、首班の交代、つまり政権の委譲は含まない。しかし、第一に、政党連合間で部分的に連立の組み替えがあった場合【Ⅱ例えば、CDU／CSUとFDPの連立政権がSPDと「緑の党」の連立政権によって代替された、一九九八年一〇月の政権交代以前に、ドイツ連邦共和国で起きた三回の政権交代は、何れも連立与党の組み替えによっていた<sup>(51)</sup>】に、政権交代とみなすのか、あるいは政権の委譲と判断するのかは、微妙な政治的判断を要する問題となる。第二に、適度な政権交代の頻度を考える時に、ある時代の、ある国家において、一〇年に一度、政権交代が起きるのが正常なのか、二〇年に一度、政権交代が起きるのが正常なのかを判断するために必要な、政権交代の蓄積された範例（Muster）が少ない。けだし、戦後の

図表12：OECD加盟20箇国における政権交代の頻度(1946年から1991年)

	期間 1946-65年			期間 1966-91年		
	政権交代 の回数	総選挙 の回数	総選挙1回あ たりの政権交 代の頻度(%)	政権交代 の回数	総選挙 の回数	総選挙1回あ たりの政権交 代の頻度(%)
オーストラリア	1	8	13	3	11	27
ベルギー	5	7	71	6	8	75
(西)ドイツ	0	5	0	3	7	43
デンマーク	3	7	43	5	11	45
フィンランド	8	5	160	7	8	88
フランス	0	1	0	3	7	43
イギリス	2	5	40	3	7	43
アイルランド	4	6	67	6	7	86
アイスランド	6	7	86	8	8	100
イタリア	0	5	0	2	6	33
日本	2	9	22	0	8	0
カナダ	2	7	29	3	7	43
ルクセンブルク	1	5	20	4	5	80
ニュージーランド	3	7	43	4	9	44
オランダ	3	6	50	9	8	113
ノルウェー	3	5	60	6	6	100
オーストリア	1	5	20	2	8	25
スウェーデン	0	6	0	3	9	33
スイス	2	5	40	0	6	0
アメリカ合衆国	2	5	40	3	6	50

Quelle: Fortschreibung von *Manfred G. Schmidt*, "Machtwechsel in der Bundesrepublik (1949-1990). Ein Kommentar aus der Perspektive der vergleichende Politikforschung", in: *Blanke, B./ Wollmann, H.* (Hrsg.): *Die alte Bundesrepublik (Leviathan Sonderheft 12/1991)*, Opladen, S. 179-203(200) auf der Basis von *Archiv der Gegenwart* und *Neue Zürcher Zeitung*.

本図表は、Hrsg. v. Dieter Nohlen, *Lexikon der Politik*, Bd. 3: Die westlichen Länder, 1992, C. H. Beck, Manfred G. Schmidt, *Opposition*, S. 283-288(287). による。

なお、政権交代(Machtwechsel)の定義は、各人各様である。しかし、図表12では、政府与党を構成する政党が、例えば、右派政権から中道政権へ、中道政権から左派政権へ、もしくは、その反対方向への意義ある変動を含む場合を、政権交代であると判断する。政権交代が僅少な国家としては、一九八〇年代末までのスウェーデンや一九九三年までの日本がある。さらに、ドイツ語圏(ドイツ、オーストリア、スイス)では、政権交代の頻度は低い。なお、一般に図表12が示す国家では、一九四六年から一九六五年までよりも、一九六六年から一九九一年までの方が、政権交代の頻度は高くなっている。(M. G. Schmidt, *Opposition*, S. 286.)

図表13：西側民主主義諸国における政権の安定度  
(1946年から1990年までの政権の平均寿命：月数)の国際比較

	1946-80	1949-90		1946-80	1949-90
オーストラリア	24.7	27.9	イタリア	11.1	11.0
ベルギー	16.1	17.3	カナダ	32.3	34.0
(西)ドイツ(1949年以降)	31.1	33.0	ルクセンブルク	38.3	43.7
デンマーク	23.3	24.6	ニュージーランド	38.2	35.2
フィンランド	12.3	14.5	オランダ	26.3	29.5
フランス(1958年以降)	24.0	18.6	ノルウェー	42.0	33.8
イギリス	35.0	36.3	オーストリア	30.0	33.7
アイルランド	32.3	30.2	スウェーデン	46.7	40.8
アイスランド	30.0	30.9			

Quellen: Sanders, D./Hermann, V., "The Stability and Survival of Governments in Western Democracy", in: Acta Politica 12, 1977, pp. 346-377. Klaus von Beyme, Parteien in westlichen Demokratien, München, 1984.

本図表は、Hrsg. v. Dieter Nohlen, *Lexikon der Politik*, Bd. 3: Die westlichen Länder, 1992, C. H. Beck, Klaus von Beyme, *Regierungswechsel*, S. 401-404(402). による。

なお、本文でも触れられたオランダの談合政治体制では、社会そのものは様々な方向に分裂しながらも、内閣の平均在職期間は二九・五箇月で、特筆すべき「政治の安定」が保たれている、という良い面もある。つまり、オランダの政治は多極分化しているが、それにもかかわらず、複数の政党が競合する代わりに、「協力という政治」が進展しているのである。

西ヨーロッパ・アメリカ圏でも、政権交代の事例が未だに僅少だからである。図表12では、選挙の回数当たりの政権交代の回数を百分率で表示して、政権交代の頻度を国際比較している。

日本の現状では、何れの政権交代であっても、それを起こすためには最大限の努力を傾注して、可能な限りの合理的で合目的な手段を用い、死力を尽くして、ようやく一回の政権交代が起きている。けれど、図表12に示されている通り、一九四八年一〇月から一九九三年八月までの日本では、一度も政権交代の事実がなかったからである。一方で、このような政権交代が制度的に全く無いとされた旧ソ連圏諸国では、制度的変革に基づく政権の交代が渴望された。他方で、フランス第四共和制、戦後イタリア政治(図表13が示すとおり、イタリアでは内閣の平均寿命は一一箇月である)、ワイマール・ドイツのように政権交代の頻度が著しく高い国家(図表12では、一九四六年から一九六五年ま

図表14：西側民主主義諸国における内閣更迭(Regierungsauflösung)の根拠  
(1946年から1990年まで)

議会を 原因と するも の	総選挙	連立の 崩壊	連立の 拡大	自発的 辞任	首相の 死去も しくは 健康上 の理由	慣例上 の辞任	国家元 首との 衝突	内閣の 総数
オーストラリア	16				2			19
ベルギー	9	18	2			1		31
デンマーク	1	14	2	1	3			22
(西)ドイツ	11	2		1		1		15
フィンランド	3	11	10	6	4	1	1	37
フランス	7		2	2		3	5	20
イギリス	9			2	3			15
アイルランド	1	13		2				17
アイスランド	10	3	1		2			17
イタリア	8	7	21	7	3			47
カナダ	12			2	1			16
ルクセンブルク	6	3	1		1			12
ニュージーランド	10			3	2			16
オランダ	1	12	4					18
ノルウェー	3	9	1	2	1			17
オーストリア	11	4		1	1			18
スウェーデン	1	5	3	1	2			13
合計	18	172	71	21	22	18	6	350

(注) 西ドイツは1949年から1990年、フランスは1959年から1990年の統計である。

Quelle: Klaus von Beyme, *Parteien in westlichen Demokratien*, München, 1984 und *Archiv der Gegenwart*.

本図表は、Hrsg. v. Dieter Nohlen, *Lexikon der Politik*, Bd. 3: Die westlichen Länder, 1992, C. H. Beck, Klaus von Beyme, *Regierungswechsel*, S. 401-404(403). による。

でのフィンランド等が該当する)では、政権交代の有用性の大半が失われ、政府与党となることの有り難みも薄れることになろう。

以上のような問題点はあるが、「野党と少数反対意見の自由」とは、適切な頻度で「政権交代」が起きるための、条件の整備を主要な目的とする。それは、世論の偏向(左傾化)を目指す思想的営為ではない。一方で、(西)ドイツの中道左派において、多元主義が世論の左傾化を目的とせず、むしろ左右両極の独裁制と対決する「新多元主義」となり、国政を分析する手段として受け入れられたように、本稿に言う「野党と少数反対意見の自由」も、具体

図表15：西側民主主義諸国の政権交代(Alternierende Regierungen)と連立政権の組み替えの発生年

オーストラリア	1946, 1972, 1975, 1983
ベルギー	1954, 1958, 1974, 1982
(西)ドイツ	1969, 1982
デンマーク	1950, 1953, 1968, 1971, 1973, 1975, 1982, 1990
フランス	1981, 1986, 1988
ギリシャ	1981, 1991
イギリス	1945, 1951, 1964, 1970, 1974, 1979
アイルランド	1948, 1951, 1954, 1973, 1977, 1981, 1982, 1987
カナダ	1957, 1963, 1979, 1980, 1984
ルクセンブルク	1974, 1979
ニュージーランド	1949, 1957, 1960, 1972, 1975, 1984, 1990
ノルウェー	1963, 1965, 1971, 1972, 1973, 1981, 1986, 1989, 1990
オーストリア	1970, 1983, 1987
スウェーデン	1976, 1982, 1991
スペイン	1982

Quelle: Klaus von Beyme, *Parteien in westlichen Demokratien*, München, 1984 und *Archiv der Gegenwart*.

本図表は、Hrsg. v. Dieter Nohlen, *Lexikon der Politik*, Bd.3: Die westlichen Länder, 1992, C. H. Beck, Klaus von Beyme, *Regierungswechsel*, S. 401-404(404). による。

的政策論争を通じた、政権交代の制度を保証しようと企図している。他方で、(西)ドイツの中道右派において、世論全体の右傾化を目的としない、極右を排撃する保守主義が、反ナチ主義と一体化することによって、戦後において政治的保守主義の「再生」、ないし、「新保守主義」の発展を生み出したように、<sup>(53)</sup>「少数反対意見の自由」は認められるが、世論の偏向(右傾化)は認めない。つまり、具体的な政策論争をすべき分野においても、イデオロギー論争を追求しがちな(熱を帯び、また時折、拍手喝采を伴う)極右・極左思想は、「民主側にとつては有害無益」であると判断する。但し、このように偏向した意見であったとしても、通常の経路では反映されなかった論点を、政治の舞台にインプットする点では貢献する可能性がある。そこで、直ちに「民主制の敵」であると即断するのは、不適切であるかもしれない。要するに「野党と少数反対意見の自由」とは、「自由と民主制」を護るという意味で、価値拘束的である。

両極を排する民主制度は、(過激な人々の) 思想的営為を殊更に制限しなくとも、比例代表制における阻止条項や小選挙区制度のように、選挙制度を効果的に運用して、二大政党(ないし巨大政党)制が具象化されれば、明らかに実現されることになる。自由で穏健な基盤に立つ、安定した保守政党が統治してきた一九五五年以降の日本では、政府与党よりも一段と保守的な政党が——一九九八年に九・三〇%の得票率を獲得した自由党を除いて——国会に代表者を送ったことはない。また、現実的政策を立案する、巨大な社会民主主義党が政権を運営するスウェーデンでも、戦後政治においては、左共産党は政権に閣僚を送ったことはない。巨大な二大政党——保守党と労働党——が政権交代を繰り返してきた、戦後の英国の庶民院(下院)選挙では、一九四五年の総選挙で英国共産党が二議席を獲得して以来、英国共産党は一度も当選していない。同じく巨大な二大政党——民主党と共和党——が政権交代を繰り返してきた、戦後のアメリカ合衆国でも、極めてまれに第三勢力が極小の議席数を獲得するに過ぎない。かつて第四共和制下で、「野党ばかりで、それ以外には何も無い(Nothing but Opposition)」<sup>(57)</sup>と言われ、深刻な小党分立に悩んだフランスでさえも、今日の第五共和制下では、小選挙区二回投票制度(決選投票制度)の故に、二大ブロック制度へ収斂され、統計的に言えば、極左の既成政党(共産党)は、かつてよりも国民議会に進出しづらくなった。<sup>(58)</sup>

ただし、政治的に欲求不満が昂進して、国政の担当者が、極右ないし極左偏向に走って、全体主義体制に陥る「政治的症狀」が発症すること自体が、経済的に発展し、安定した先進民主国では稀有な事例となっていることに、注意すべきである。この点を勘案すると、二大政党制度ないし二大ブロック制度は有益であるが、二大政党制度ないし二大ブロック制度のみが、万能かつ有益な唯一の政党制であるという思い込みは、是正されてしかるべきであ

る。そこで、多様な形態の連立政権や、少数与党政権のメカニズムを分析する必要性が生まれる。将来、これらの分析は、別稿の課題になるかもしれない。

注

(1) 拙稿「英国の政治機構における与野党の建設的關係(1)——H・ファイナーの論考を手がかりとして——」『早稲田社会科学研究所第53号』(一九九六年)五七—一〇七頁。拙稿「英国の政治機構における与野党の建設的關係(2)——H・ファイナーの論考を手がかりとした比較分析——」『早稲田社会科学研究所第54号』(一九九七年)六七—一〇〇頁。

(2) ここで「なぜ、フランス第四共和制の研究に着手したのか」について説明したい。本稿の執筆を開始した当時の(村山富市内閣が成立した以降の)日本の国政を顧みると、与野党共に「党規律の欠如」が認められ、「党籍変更」が恒常化しており、「小党分立傾向を含んだ」多党化現象が生じる気配が感じられた。

特に村山氏の首班指名に際して、新政権を支持する政党の党議拘束力が弱体化して、自社さきが三党においては「交差投票」が顕著に見られ、また棄権率も高かった。この時の衆議院における第一回投票では、連立与党・自由民主党は一六七票が(与党統一候補の)村山富市、二六票が(野党統一候補の)海部俊樹、五票が河野洋平、欠席・棄権三票であり、首班与党・日本社会党は四九票が村山、八票が海部、一票が棄権であり、連立与党・さきがけは二二票が村山、一票が海部であった。さらに、無効票(白票)が二三票もあった。(『朝日新聞』一九九四年六月三〇日朝刊、三面。)その後、事実上、党議拘束違反者が懲罰の対象から外された、という意味でも極めて異例の首相指名選挙であった。この状況を見て筆者は、フランス第四共和制下での「多党分立制と党規律の欠如」を想起したのである。

しかしこの悪しき連想は、橋本龍太郎内閣の発足に伴い、議会第一党である自民党が、強力な首班政権与党として復帰することによって、少なくとも与党(連合)については杞憂に終わったのかもしれない。しかし、議会第二党(野党第一党)である新進党は、その後も党内求心力を失ってバラバラであり、(真偽の程は定かではないが)一部のマスコミによれば、(結果として、自主的に解党する以前から)あたかも「解党」現象一步手前であるかのよう酷評された。つまり一時期、新進党(≡現自由党)党首の小沢一郎元自治相は、嘲笑的的として扱われた。また一時代前に野党第一党であった社民党(旧社会党)は、橋本政権下で(新たに小選挙区比例代表並立制で実施された)衆議院選挙で議席の大半を失った。その後一時的に社民党は、「閣外協力」

にその活路を見出して、九死に一生を得たと好意的に解釈することもできる。しかしこれから、十年、二十年と存続できるかは不明である。それ故に社民党は、あたかも「安楽死」状態に置かれていると言える。

さて、第四共和制下のフランスでは、(α)「政党システム」の上では「多党分立」状況、(β)「政党性質」の上では「党規律の欠如」が常態であったので、内閣が日常茶飯事に更迭された。これに対して第五共和制下のフランスでは、党規律の固い安定多数の与党(連合)が存在し、内閣が安定するようになったと言う。(山崎博久「フランスにおける政権類型とその運用」『早稲田政治公法研究第25号』(一九八八年)一八七―一九四頁。)なお山崎論文は、既に一九八八年当時に、「政党性質」の尺度に基づいて、与野党両陣営の「規律」の強弱に現れる、「与野党の凝集度の高低」の相違に着目している点で、先見の明があった。

つまり山崎論文は、戦後日本政治を具体例に採って考えると、(A) (与野党の対立構造の枠組みがはっきりしていた旧「五五年度」下における) 与野党両陣営の凝集度が共に高い場合、(B) (橋本政権下の) 与党陣営の凝集度が高く、野党陣営の凝集度が低い場合、(C) (村山富市首相指名選挙に際して見られた) 与党陣営の凝集度が低く、野党陣営の凝集度が高い場合、(D) (旧「五五年度」崩壊後の一時的傾向であった) 与野党両陣営の凝集度が共に低い場合、のそれぞれで与野党関係の様態が異なることに、フランス研究の文脈から注目していた(同論文、一九九二〇一頁)。(D)の実例としては、政治改革関連法案の参議院における採決において、細川政権与党案が一一八票対一三〇票で否決された事例がある(その後、修正された法案は一月三〇日に衆参両院で、起立採決で可決された)。当該法案否決の時、連立与党は、賛成一〇票、反対一八票(内、社会系一七票、民社系一票)。野党自民党は、賛成五票、反対九四票であった(『朝日新聞』一九九四年一月二三日、一面)。

この内(β)「政党性質」の分析の詳細については、山崎論文の各所を参照されたい。本稿ではフランスの「野党」を巡って、諸制度とその運用の実態に踏み込んで内面的に検証してないので、十分にカバーしきれなかった。むしろ外見的に、図表、グラフ、象徴化されたモデル等の、統計的資料から一目瞭然に判明する(α)「政党システム」の分析に本稿は終始した。この点を、あらかじめ断っておきたい。

(3)「究極的に選挙制度(≡比例代表制)に由来する多党制(≡小党分立)傾向」という分析結果を、一部の行動科学的なアメリカ政治学者は、「制度工学」に過ぎないと揶揄するかもしれない(福岡政行・青木一能編『世界の政治システム―比較政治分析からの接近―』(芦書房・一九八八年)谷藤悦史「第三章 政党」八三―八四頁)。だが、私見によれば、これは「行動科学革命」後のアメリカ行動政治学派が、自派を過大評価した結果に過ぎない。けだし、如何に批判されたとしても、選挙制度が政党



制度に及ぼす影響は、研究すべき対象であるからである。

例えば、自民党が野党からの離党者を吸収して、衆議院で過半数を再獲得した後の一九九八年上半期に、なぜ弱小野党（II社民党や新党さきがけ）の支持を得ることにこだわったのか。その理由は、比例代表制度の下では、第一党が単独で過半数の議席を獲得する確率が（二七〇例中二七例）一〇％に過ぎない、という「制度工学」的な事実があるからである。ちなみに小選挙区制度の下で、第一党が単独で過半数の議席を獲得する確率は、（二〇八例中七八例）七二％であった（André Blais and R. K. Carty, *The Effectiveness of the Plurality Rule*, *British Journal of Political Science*, vol. 18, part 4, Oct. 1988, pp. 550-553 (551), Table 2)。衆参両院各々の選挙制度に、比例代表制度が部分的に導入された今日では、右の「制度工学」上の常識に由来する暗い影が、自民党を覆っている。さらに、自由党という右派（IIもしくは極右）政党が、自民党と保守票をめぐって競合する状況下では、この暗雲は一段と暗い。そこで、政権与党の自民党は、如何に弱小な政党であれ、閣外協力もしくは連立に参加する潜在的候補であるならば、懐柔したいと企図する。選挙制度改革の後で、自民党は、半永久的に協力政党を探し求め続けるといふ、運命に服しているのである。

なお、比例代表制の阻止条項（II%条項）の%数（ $x$ ）と、（複数の総選挙を繰り返し行って、平均を取った場合に示される）選出される蓋然性が強い政党の個数、すなわち政党制（ $y$ ）の間には、経験則に従えば、以下の相関関係が成り立つ。

$$y = 10 / \sqrt{x + 0.5}$$

$$x = 100 / y^2 - 0.5$$

但し、定義域（ $x$ の範囲）は、およそ〇・一六%以上、およそ一五%以下とする。この場合、値域（ $y$ の範囲）は、「一二ないし一三党制（正確には、一二・三党制）」以下、「二ないし三党制（正確には、二・五四党制）」以上となる。

例えば、一九九八年七月の参議院選挙比例代表区（定数五〇…一議席獲得のためには、おおよそ得票数の五〇分の一が必要）のように二%条項の時には、計算によると六・三三二政党制となる。実際に選出された政党は、自由民主党（二四議席）、民主党（二二議席）、日本共産党（八議席）、公明（七議席）、自由党（五議席）、社会民主党（四議席）で六党（合計五〇議席）であった。この数式を用いれば、おおよそ選出される政党数を予測できる。（なお、筆者は、「比例代表制における阻止条項について——政党制との関連において——」『早稲田社会科学研究所第40号』（一九九〇年）一四九頁で、%条項と政党数の関係をグラフ化している。だが、今回、始めて数式化してみた。）

- (4) 西平重喜『選挙の国際比較—西ヨーロッパと日本—』(日本評論社・一九六九年)七二頁。
- (5) 西平重喜『比例代表制』(中公新書・一九八一年)七五—七八頁。
- (6) 同前書、七五頁。
- (7) 名簿連合を許し、過半数プレミアムが付いた「歪んだ比例代表制」とは、政党名簿が連合し、得票シェアを大きくして、多くの議席を占め、それから連合した政党間で再配分をする仕組みであり、また時には、ある選挙区で過半数の票を得た政党(もしくは政党連合)が全議席をいただく、というプレミアム方式である。これらの委細については、西平重喜『選挙の国際比較』六七—八一(七六)頁を参照。
- (8) François Petry, op. cit. (scheme 3), pp. 380-408 (381-382).
- (9) 西平重喜『選挙の国際比較』七〇、七七—七九頁。
- (10) 河野健二『フランス現代史』(山川出版社・一九七七年)二五四頁。
- (11) Klaus von Beyme, "Parliamentary Oppositions in Europe", (ed.) Eva Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, St. Martin's Press, 1987, pp. 31-51 (41). 清水望監訳『西ヨーロッパの野党』(行人社・一九九八年)四七頁(若松新訳)。
- (12) Claus A. Fischer (Hrsg.), *Wahlhandbuch für die BRD*, 2. Halbband, Schöningh, 1990, S. 1126-1129.
- (13) 「キリスト教進歩派」とは、日本でも(ア)良心的兵役拒否者(Wehrdienstverweigerer mit Waffe)に相当する基督教非戦論者、(イ)反戦・非核・平和運動に従事する活動家から主として構成される、護憲原理主義政党である新社会党を、理論的共教少数派、(ウ)「赤旗」を講説する赤化した基督者などが該当し、単なる思考上の「仮想的産物」ではない。例えば、先の大戦での戦争責任をかつて指摘した、基督教系のフェリス女学院の元大学長・弓削達は、一九九八年七月の参議院選挙に際して、新聞広告(『読売新聞』一九九八年七月五日、一五面)で、共産党は「戦争に命をかけて反対した党」であると支持を表明した。なお、弓削の著書としては、『ローマはなぜ滅んだのか』(講談社・一九八九年)、『世界の歴史5 ローマ帝国とキリスト教』(河出書房新社・一九八九年)、『ローマ皇帝礼拝とキリスト教徒迫害』(日本基督教団出版局・一九八四年)等がある。また弓削は、一九九〇年四月二二日に、「国家行事としての大嘗祭」に反対したため、自宅に銃弾を撃ち込まれている。(『読売新聞』翌日付、三一面。)

筆者は、折衷論を重視している。それは、保（＝自由民主党）革（＝日本社会党）の二極分化という冷戦期の枠組みが、崩壊したからである。その結果として、イデオロギー論争が終わり、政策論争を準備する必要が生じた。政策論争は、各党の主張の境界線上で繰り広げられる性格を持つ。そこでは、折衷論が肝要になると予測できる。

- (14) Maurice Duverger, *Les Partis Politiques*, Libraire Armond Colin, 1951, p. 262. Translated by Barbara & Robert North, *Political Parties*, Methuen & Co., 1955, pp. 231-232. Übersetzt von Siegfried Landshut, *Die Politischen Parteien*, J. C. B. Mohr, 1959, S. 244-245. モリス・デュヴェルジェ著 岡野加穂留訳『政党社会学』（潮出版社・一九七〇年）二五四～二五五頁。なお、この引用箇所には「概して邦訳版では、部分的に抄訳をされているので注意された。」
- (15) M. Duverger, op. cit. (note 14), p. 263. Translation, p. 232. Übersetzung, S. 246. 邦訳 二五五頁。
- (16) M. Duverger, op. cit. (note 14), p. 263. Translation, p. 233. Übersetzung, S. 246. 邦訳 二五六頁。
- (17) M. Duverger, op. cit. (note 14), p. 265. Translation, p. 234. Übersetzung, S. 247. 邦訳 二五八頁。
- (18) Juliet Lodge, *The 1989 Election of the European Parliament*, Macmillan, 1990, pp. 163-4, 174.
- (19) 清水『西ヨーロッパの野党』三十二頁（訳者あとがき）。
- (20) Peter Pulzer, "Is There Life After Dahl?", E. Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, pp. 10-30 (20-21). 清水『西ヨーロッパの野党』二二～二四頁（土屋彰久訳）
- (21) Paul Matter, *Die PSC und CVP in Belgien*, Libertas, 1981, S. 34.
- (22) *Der Fischer Weltatmanach 1996*, Fischer Taschenbuch Verlag, Sp. 98 (Belgien).
- (23) M. Duverger, op. cit. (note 14), p. 264. Translation, p. 234. Übersetzung, S. 247. 邦訳 二五七頁。
- (24) 言語（フランス語圏かオランダ語圏か）、階級（経営者団体連合側か労働組合側か）、宗教（カトリック教権主義か反教権主義か）による六極構造に基づく与野党関係の定義については、Val R. Lorwin, "Belgium: Religion, Class, and Language in National Politics", Robert A. Dahl (ed.), *Political Oppositions in Western Democracies*, Yale U. P., 1966, pp. 147-187 (147-148). を参照。
- (25) Gordon Smith, "Party and Protest: The Two Faces of Opposition in Western Europe", E. Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, pp. 52-76 (57). 清水『西ヨーロッパの野党』六二頁（高見仁訳）。

- (26) Ken Giadish, "Opposition in the Netherlands", E. Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, pp. 212-233 (213-217, 220-226).  
清水『西ヨーロッパの野党』二二一―二三四(二二二―二二七、二二二―二二八)頁(若松訳)。
- (27) Giadish, *ibid.* (note 26), p. 220. 清水『西ヨーロッパの野党』二二二頁(若松訳)。
- (28) *Der Fischer Weltmanach 1996*, Sp. 491 (Niederlande).
- (29) Norbert Lepesz/Wichard Woyke, *Belgien · Niederlande · Luxemburg*, Leske+Budrich, 1985, S. 94. *Der Grosse PLOETZ*, Verlag Ploetz, 31. Aufl., 1992, S. 821.
- (30) N. Lepesz/W. Woyke, a. a. O. (Anm. 29), S. 95.
- (31) *Der Grosse PLOETZ*, S. 981-982.
- (32) 栗原福也『ゲネルクス現代史』(山川出版社・一九八二年)一九〇頁。
- (33) Giadish, *op. cit.* (note 26), p. 225. 清水『西ヨーロッパの野党』二二七頁(若松訳)。
- (34) Giadish, *op. cit.* (note 26), p. 222. 清水『西ヨーロッパの野党』二二四頁(若松訳)。
- (35) Pulzer, *op. cit.* (note 20), pp. 10-30 (22). 清水『西ヨーロッパの野党』二五―六頁(土屋訳)。
- (36) Geoffrey Pridham, "Opposition in Italy: From Polarised Pluralism to Centripetal Pluralism", E. Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, pp. 169-211 (170-171). 清水『西ヨーロッパの野党』一七三―二一〇(一七四―一七五)頁(土屋訳)。なお Giovanni Sartori, *Parties and party systems*, Cambridge U. P., 1984, pp. 131-145. G. サルトリ著、岡澤・川野訳『現代政党学』(早稲田大学出版部・一九八〇年)二二七―二五二頁、によれば、原語は Polarised ではなく、Polarized pluralism と明記している。また、今日、イタリヤ政治の分析者達は、政治学界の巨匠サルトリの学説に対抗するように、パオロ・ファルネッティ(Paolo Farnetti)が「求心的多党制(centripetal pluralism)」のテーゼを一九八五年に主張し、L. グラツィアーノ(L. Graziano)が「談合政治制の下でのデモンタージュ(consociational democracy)」のテーゼを一九六六年に主張している。(Giorgio Galli)が「不完全な二大政党制(Bipartitismo Imperfetto)」のテーゼを一九六六年に主張している。
- (37) 「分極化した多党制」と「分極化していない多党制」という用語の定義については、Pulzer, *op. cit.* (note 20), p. 15-21. 清水『西ヨーロッパの野党』一九―二四頁(土屋訳)を参照。また、Eva Kolinsky, "Introduction", E. Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, pp. 1-8 (5). 清水『西ヨーロッパの野党』三―九(七)頁(高見訳)によれば、フランスとイタリヤでは「コン

センサスに基づき「無秩序な小党乱立を防ぎ、二極に対して」求心力を持つ政治が発展するために、「分極化した多党制 (polarised multi-party systems)」が運用されている。

(37) で「分極化」現象が、なぜ(二)大政党内に代替しうる(二)極体制の成立に寄与するのかを考察したい。私見によればそれは、砂鉄が描く「砂絵」と磁石の関係にたとえることができる。砂鉄を無作為に用いて絵を描くならば、大小様々な「砂の山(＝砂鉄の集合体)」が離合集散して、一つの空間が形成されるであろう。ここで、二極分化をもたらす契機として、一本の棒磁石により磁場を作り出すならば、NとSの二極に吸引された傾向が表現される。砂粒を議員、「砂の山(＝議員の集合体)」を政党に置換するならば、政党は二極分化されて、二大ブロック(二大政党、二極体制)を形成するであろう。つまり、分極化(必ずしも、二極体制とは限らず、四極体制、六極体制もありうるが)は、「極」に対する求心力を生みだし、政治勢力の離合集散の際に、与野党関係の上で一つの指向性を持った「目的意識」を、明示する機能を有するのである。

(38) Pridham, op. cit. (note 36), p. 197. 清水「西ヨーロッパの野党」一九八頁(土屋訳)。

(39) Grant Amyot, "Non-Parliamentary Opposition in Italy: The New Social Movements", E. Kolinsky, *Opposition in Western Europe*, pp. 353-374 (355). 清水「西ヨーロッパの野党」三四七頁(土屋訳)。

(40) Gladdish, op. cit. (note 26), p. 230. 清水「西ヨーロッパの野党」二三三頁(若松訳)。

(41) 「第四共和制下の大統領が両院総会によって間接選挙される」こと等、フランス第四共和制の政治制度の概略については、奥島孝康・中村紘一編「フランスの政治」(早稲田大学出版部・一九九三年)三一―三三頁(押村高)を参照。

なお、国民によって直接的に選出された、(一)「直接代表制」による(実質的権限を持った国家元首としての)大統領の方が、議会(下院)や両院総会という直接選挙された機関によって間接的に選出された、(二)「間接代表制」による首相や(象徴・儀礼的な役割のみを果たす)大統領よりも、より強い権限を民主的手続き上、与えられていることは、政治機構論分析上の初步的事実と言える。例えば、一九九一年八月のクーデターという緊急時に当たって、間接選挙によって選ばれた旧ソ連大統領ゴルバチョフよりも、直接選挙によって選出された現ロシア大統領エリツィンの方が、強力な権限を授けられていることが判明した。しかし、エリツィンも、現在はルーブルの著しい低下などにより、その権力の基盤が揺らいでいる。

(42) H・ファイナーは国政担当者となる人物に必要な資質として、「Cで始まる九つの特性」をあげている。すなわち、第一に(自己)の職責に関する事項について、適宜に専門家に問い合わせる必要性を(意識(していること))(Consciousness)、第二に

一貫性 (Coherence) 第三に節操 (Constancy) 第四に確信 (Conviction) 第五に創造性 (Creativeness) 第六に良心的な誠実性 (Conscientiousness) 第七に勇氣 (Courage) 第八に魅力 (Captivation) 第九に利発性 (Cleverness) である。(Herman Finer, *The Major Governments of Modern Europe*, Methuen & Co., 1960, pp. 15-16.)

- (43) 本文の論理の背景には、「小国は共和国として統治される。中程度の国家は君主政の下にある。そして、大帝國は一人の(無制限な權力を有する)専制君主に支配される。國家の領土の拡大・縮小にあわせて、國家統治者の精神も変わる」という「法の精神」の分析がある。(Montesquieu, transl. by Thomas Nugent, *The Spirit of Laws*, vol. I, George Bell & Sons, 1900, pp. 130-133. モンテスキュー著、野田・稲本・上原・田中・三辺・横田訳「法の精神・上巻」(岩波書店・一九八七年)一七〇―一七三頁(第一部第八編第一六一―二〇章)。モンテスキュー著、根岸國孝訳「法の精神」(河出書房・一九六六年)二七―二九頁。)

但し、モンテスキュー (Montesquieu) によれば、(人民の權力と人民の自由を一体視する) 民主政が全て、(欲すべきことをなすことが出来、欲せざることをなすように強制されないという意味で) 自由を保障するのではない。ただし、人民の権力行使を行う自由——とりわけ私解によって付言すれば、旧共産主義國家で吹聴された、マルクス主義的統治に「参加」する自由——は、場合によっては、自由ではなく強制となる危険性を孕んでいるからである (Montesquieu, *The Spirit of Laws*, vol. I, pp. 161. 野田他訳、二〇九頁(第二部第一編第三章)。根岸訳、一五〇―一五一頁を参照)。

この意味における自由は、「制限政体 (moderate governments)」(すなわち私見によれば「政府權力が制限される政体 (limited governments)」) で、かつ「權力が濫用されない時にのみ (only when there is no abuse of power)」保障される。ここにおいて「權力を有する人間がそれを濫用しがちであることは、万代不易の経験である。權力者は制限に出会うまで進む。信じられなざることであるが、徳でさえも制限を必要とする」と、結語する (Montesquieu, *The Spirit of Laws*, vol. I, pp. 161-162. 野田他訳、二二〇頁(第二部第一編第四章)。根岸訳、一五一頁。)。さらに論を進めてモンテスキューは、「權力が權力を抑止し、」權力の牽制と均衡を企図する。權力分立論を展開している。だが「徳を制限する」必要性は、例えば「福祉ばらまき」を批判された、美濃部亮吉都政末期の赤字財政の記憶を、彷彿させるものである。つまり、本文に記された「大権」も、その性質上、場合によっては、制限されるべきものであることを付記しておく。

- (44) フランス第五共和制における政党関係の変遷については、飯坂・清水・堀江・宮里編『世界政治ハンドブック』(有斐閣・一

- 八八三年) 三八二―三八五頁(桜井陽二・兼近輝雄)も参照。
- (45) 拙稿、注(1)前掲論文の後編(2)、『早稲田社会科学研究所第54号』六九〇七〇頁。
- (46) 一九六五年以来、一九八八年までの大統領選挙結果の詳細については、中木・河合・山口共著『現代ヨーロッパの政治史』(有斐閣・一九九四年)一三四頁(中木康夫)を参照。
- (47) *Der Fischer Weltatmanach 1996*, Sp. 280-282.
- (48) Dirk Zadra, *Der Wandel des französischen Parteiensystems*, Leske + Budrich, 1997, S. 143-144. なお、樋口陽一は、一九八一年五月にミッテランへの政権交代が生じるより以前の一九七七年に既に、「第四共和制下のフランスの政治情勢を「遠心的中道主義」——私見によって換言するならば、「多極分化が進展する中で、中道政党が政権を恒常的に担当し、遠心的に両極を排除する体制」——と称した。それはド・ゴール派と共産党という二大勢力を、政治過程からはじき出そうとするものであった。これに対して、第五共和制下のフランスでは、ド・ゴール派と共産党という二大勢力を政治過程に取り込もうとする「求心的分極化」——私見によって換言するならば、「左右二極分化が進展する中で、求心的に両極を政権政党へと組み入れる体制」——へと変転したと分析している。(樋口陽一「比較憲法」(青林書院新社・一九七七年)二二〇―二二六頁。)
- (49) 拙稿、注(45)前掲論文、六九〇七〇頁。
- (50) 岡澤憲美・奥島康孝「スウェーデンの政治」(早大出版部・一九九四年)一八頁以下(岡澤)。
- (51) 「一九六六年には、SPD(ドイツ社会民主党)がFDP(自由民主党)に代わってCDU/CSU(キリスト教民主・社会同盟)と連立を組み、一九六九年には、FDPがCDU/CSUに代わってSPDと連立を組み、一九八二年には、CDU/CSUがSPDに代わってFDPと連立を組んだ」ので、実際のところ西ドイツでは「連立政権の組み替えがあっただけで、本来の意味での政権交代は起こっていない」と、Pulzer, op. cit. (note 20), p. 19. 清水「西ヨーロッパの野党」二二頁(土屋訳)は分析する。
- (52) 拙稿「人間の尊厳と基本価値論争」『早稲田政治公法研究第34号』(一九九一年)一九二頁。なお、Karlheinz Niclaus, *Demokratiegründung in Westdeutschland: Die Entstehung der Bundesrepublik 1945-1949*, Piper, 1974, S. 237-239. によれば、ボン基本法に定められた民主政治の形態は、同時に多元主義アモクラシーとみなされるものであった。だが、それは(H・ラススキの思想的営為が示唆する類の、国家の統一を敵視して)一つの国家内部における諸団体の群雄割拠を「多元主義」

と称したものはなかった。むしろ Hrsq. Franz Nuscheler/Winfried Steffani, *Pluralismus: Konzeptionen und Kontroversen*, Piper, 2. Aufl., 1973, S. 29-30. によれば、新多元主義 (Neopluralismus) とは (左右の) 全体主義と対立する概念と考へらわらるゝ。(Ernst Fraenkel, "Der Pluralismus als Strukturlement der freiheitlich-rechtsstaatlichen Demokratie", S. 158-182 (1982), in: Nuscheler/Steffani, *ibid.*) によつて「自治的・非画一的な多元主義法治国家」の理念形態が「他律的・画一的な (左右両極の) 全体主義独裁制」の理念形態と、対峙してゐるのである。

- (53) Hans Rothfels, *Die Deutsche Opposition gegen Hitler*, Fischer, 1958, S. 172-173, 1986, neue Ausgabe, S. 195. ハンス・ロートフェルス著、片岡啓治・平井友義訳「第三帝国への抵抗」(弘文堂・一九六三年)二五七頁によれば、「西欧文化の価値を『復古』し、人間の尊厳を再建しようとする願望は、特に保守主義思想に照応するものであり」、「真の政治的保守主義は、国家と国民の讃美に對して—また技術と富の偶像化に對して、実際には、人間を目的のための手段と化する一切のものに對して、抵抗すべき義務感 (Pflicht des Widerstands) を自覚することによつて) 自らの伝統的な立場を取り戻した」。これを「宗教的・文化的、政治的保守主義の諸力の再生」と H・ロートフェルスは評価した。私見によれば、この新保守 (neukonservativ) 主義の現象は、新多元主義と並んで、戦後ドイツではイデオロギー的な双壁を構成した。

- (54) ただし、冷戦下での西ドイツや、韓国のように、東西間で分断された国家では、「反共法」の適用がそれなりに急迫した必要性、換言すれば「明白にして現在の危険」性を持つと考へられる。【なお「明白にして現在の危険」という言葉は、Learned Hand, *The Bill of Rights*, Harvard University. ラーニッド・ハンド著、清水望・牧野力訳『権利章典』(日本評論新社・一九六〇年)九三—九六頁より借用した概念である。元々の言葉は、「表現の自由を制限する場合の基準であつた。】西ドイツにおいて「民主的制度・立憲国家を暴力を使用して、また革命的手段によつてに変更することを指す」左右の過激派を排除する必要性については、Eckhard Jesse, *Streitbare Demokratie*, Otto H. Hess, 1980. E・イエッセ著、小笠原道雄・渡辺重範訳「戦闘的民主主義」(早大出版部・一九八二年)を参照。【この E・イエッセは、「過激主義者が過激主義者であると自称することはなく」と注意を喚起してゐる (六七頁)。

- (55) David Denver, "Great Britain: From 'Opposition with Capital "O"' to Fragmented Opposition", pp. 78-115 (104). 清水「西ヨーロッパの野党」八三—一二四 (一一五) 頁 (若松訳)。

- (56) *Congressional Quarterly's Guide to U. S. Elections*, 3rd. ed., 1994, pp. 924, 1344. によれば、一九五四年以降一九八八年まで



は、全ての議席は、民主党、共和党の両大政党によって独占されてきた。しかし、一九九〇年と一九九二年にヴァーモント(Vermont)州の一議席が、無所属議員によって占められた。過去を遡ると、一九五〇年と一九五二年にはオハイオ(Ohio)州の一議席も無所属議員によって占められていた。

(57) Alfred Grosser, "France: Nothing but Opposition", R. A. Dahl, *Political Oppositions in Western Democracies*, pp. 284-302.

(58) 西平重喜『選挙の国際比較』八七頁所収の、決選投票の党派別逆転当選の統計を参照して、私見によって判断した。

(付記) 本稿は、平成九(一九九七)〜一〇(一九九八)年度の文部省科学研究費補助金(奨励研究(A)／課題番号: 09720069)／研究課題名: 野党(Opposition)の研究)による成果の一部である。